

Anthropology in the Field of Aid : the Resettlement of Karenni Refugees from Burma to the United States

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2014-05-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 久保, 忠行 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15021/00003826

支援のフィールドにおける人類学

—カレンニー難民の移動と定住—

久保 忠 行*

Anthropology in the Field of Aid: the Resettlement of Karenni Refugees
from Burma to the United States

Tadayuki Kubo

本論文では、難民の第三国への移動と定住を通して、支援の指標とは異なる観点から難民理解に迫る。難民とは、出身国からも避難先である受入国からも二重に排除されている。難民が「問題」とされる一因は、受入国がいかに難民を包摂するかが課題となり、難民にとっては、その中でいかに自律するかが課題となるからである。本論文では、難民の自律について、当事者のライフヒストリーから明らかにする。

本論文では、ビルマ（ミャンマー）を出身とし、タイの難民キャンプ生活を経て、米国へ再定住した一人のカレンニー（赤カレン）難民を事例とする。公的な支援が再定住難民の生活基盤の根底を支えつつも、支援の不足を補完しているのは、支援制度を介さない難民同士の社会関係であることを明らかにする。この点に着目し、本論文では支援の指標だけではなく、民族誌的に定住過程を検討することの重要性を指摘する。

The aim of this paper is to provide an alternative understanding of refugees, who tend to be judged by the index of aid. The paper deals with a case study of refugee resettlement in a third country. A refugee is excluded from both the nation-state that he or she has fled and the nation in which he/she has sought asylum. Thus, refugees are regarded as “problems” because of challenges in two dimensions: How can a state include those refugees? On the other hand, how can refugees acquire autonomy in a new environment? This paper addresses the autonomy of refugees from the standpoint of life decisions and experiences, not by the index of aid.

* 日本学術振興会特別研究員

Key Words : aid, inclusion/exclusion, autonomy, resettlement, Karenni refugees from Burma

キーワード : 支援, 包摂・排除, 自律, 第三国定住, ビルマのカレンニー難民

In this study, we describe the life story of a Karenni (Red Karen) refugee from Burma (Myanmar), who became a refugee in Thailand and resettled in the United States. Although official social services play important roles in supporting refugees during unfamiliar circumstances, this case study reveals that social relations among refugees often enable individuals to persevere in spite of insufficient official aid. The paper focuses on their mutual support and highlights the importance of not only analyzing the refugee situation from the criterion of aid, but also of examining the settlement process ethnographically.

1 はじめに	3.1 ビルマからタイへの越境
1.1 目的	3.2 登録されることの意味
1.2 分析の視点	3.3 米国への再定住
2 難民支援とビルマ難民の特徴	3.4 難民のように暮らす
2.1 第三国への再定住	4 支援のフィールドにおける人類学
2.2 米国の難民受け入れ制度	4.1 人類学者とフィールドとの関わり
2.3 二次移住と集住化	4.2 支援の人類学
2.4 難民経験の特徴	4.3 支援と難民の自律
3 難民の移動と定住	4.4 おわりに

1 はじめに

1.1 目的

本論文では、ビルマ（ミャンマー）からタイの難民キャンプを経由して米国へ再定住する難民の移動と定住過程から、難民の国家への包摂と自律について明らかにする。この作業を通して、支援の指標を中心にした見方を批判し、人類学的な観点からの難民理解に迫る。

難民とは、国家からの排除と包摂を二重に抱えるカテゴリーである。というのも、人が難民となるのは特定の国家から排除される反面、難民が「問題」とされるのは受入国がいかに難民を包摂するかが課題となるからである。境界状態（リミナリティ）

にある難民にとって、その中でいかに自律を獲得するかが課題となる。ここでの自律とは、包摂された人々が自分らしく生きるために自ら意思決定できる状態とする（鈴木 2010a: 11）。

難民問題の恒久的解決にむけて、国連難民高等弁務官事務所（United Nations High Commissioner for Refugees, 以下 UNHCR と表記）は、「本国への帰還・避難先での帰化・第三国定住」の3つを挙げている。第三国定住制度とは、国際社会が難民の一次庇護国にかわって難民を受け入れる再定住支援制度である（国連難民高等弁務官事務所 2010: 3-5）。現行の解決策は、難民を国家的な制度枠組みに再統合し、難民に、サービス・モノ・情報といった有形無形の生活基盤へのアクセスを提供することとされる。しかし、依然として難民「問題」が収束せず、難民生活が長期化しているように現行のアプローチには限界がある。例えば UNHCR の「グローバル・トレンド」報告書によれば、世界の避難民数はここ5年間で4,200万人と高い水準を推移している。2012年末時点で世界の難民・国内避難民総数は4,520万人で、1994年以来最多を記録している（UNHCR 2013: 3）。この状況を考えると、難民が自律的な生活を送るための生活基盤へのアクセスについて、難民の目線からも解明することが肝要となる。多くの難民が排除されたままの現状からは、単に「難民を支援する」「難民を支援しなければならない」という一般的な標語とは異なる視角からも理解する必要があると考えられる。

難民を国家に包摂するための参考資料として、例えば UNHCR が刊行する『UNHCR 第三国定住ハンドブック』というものがある（国連難民高等弁務官事務所 2012）。418ページにおよぶハンドブックだが、そこに記載されているのは第三国定住制度の運用と手続きの方法、難民のニーズの特定方法、第三国定住難民というカテゴリーに関する説明、メディア対策とアドボカシーの方法についてである。難民のニーズを把握すること自体や制度運用の方法を詳述すること自体は批判対象にはならない。しかし、こうしたマニュアル化にはニーズや制度運用といった支援制度を実施するための基準でのみ難民を把握することにつながりかねない側面がある。実際に、UNHCR の資料には支援を実施するために有益な統計的データや地域情報は記載されているものの、難民の顔がみえる民族誌的な記述は少ない。民族誌的記述にとってかわるのは、読者のイメージをかきたてる写真や短文で紹介される難民の声である。例えば、言語サポートや第三国定住の仕組みを説明するにあたって、「長女からスウェーデン語を少し教えてもらうことがあります、娘はもうクルド語を忘れてしまっているので厄介です」「第三国定住というのは、再び歩き出そうとしても体が以前よりは

るかに重く感じられるような状況です」(国連難民高等弁務官事務所 2010: 124, 143) というように、印象的な一言だけが紹介される傾向が強い。

難民を事例とした本論文で批判する支援の指標とは、マニュアル化された指標を用いて対象を標準化する判断基準をさす。ここでの支援の指標とは、いわば支援者として難民に関わる者の難民に対する判断基準・判断材料とも言える。この点を敷衍すれば、支援の指標とは、対象を支援の都合で本質化する見方とも言えよう。

本論文で事例としてとりあげるのは、タイの難民キャンプで長期間の難民生活を経た後、第三国定住制度という再定住支援制度を通して米国へ移住したカレンニー難民である。カレンニーとは赤カレンという意味で、ビルマを出身とする一つの民族集団を指す。米国にはカレンニー難民以外にも、カレン難民、チン難民などビルマを出身とする難民が暮らしている。ここでは、これらのビルマ出身の難民を総称してビルマ難民と表記する。

本論文では、カレンニー難民を事例として、彼らの初期の定住過程をフォーマルな支援に加えて実生活の成り立ちから明らかにする。

1.2 分析の視点

本論文では、Multi-Sited Ethnography (Marcus 1995) の視点を発展的に援用しつつ、難民にとっての包摂と自律について考察する。マークスが 1990 年代に Multi-Sited Ethnography という視点を提唱したのは、世界のなかで周縁化された社会と世界銀行のようなグローバルなエージェントと結びつけ、個別に扱われてきた地域や人をシステムや制度を含めて把握するためである。いわばローカルとグローバルとを結びつけて対象を理解し記述することに、ポストコロニアル人類学の活路を見いだそうとした。本論文で、Multi-Sited Ethnography という枠組みに依拠する理由は 2 つある。第一に越境的性質をもつ難民は、排除と包摂という関わりのなかで、複数の場を生きていること。第二に、難民とはローカルとグローバルを結びつける存在だからである。まずはこの 2 つの切り口を詳述し、本論文での分析枠組みについて論じる。

一点目について、難民という語には「移動」が含意されているように、彼らには複数の場所性が暗示されている。実際に逃亡してきた難民だけではなく、例えば祖国を知らない難民キャンプ生まれの世代であっても、難民という移動民としてカテゴライズされる。確かに、難民には「どこにも属さない」境界性(リミナリティ)がみられる(Malkki 1995; Turner 1967: 96-97)¹⁾。しかし、難民とは出身国からも受入国からも排除されていることは、同時に彼らが複数の「国家」と排除の位相をとおして関連づ

けられていることを示す(サイード 2001)。例えば、安価な労働力として 3K 労働(危険, 汚い, きつい)に従事する難民・不法移民の日雇い労働者は、労働力としては包摂されつつも、様々な公的保障からは排除されている。このように、包摂と排除は単なる二律背反ではなく「社会の主流とその周辺」の相関を示す概念であり、問題である(福原 2007: 18)。

包摂と排除は、次のようにも関連づけることもできる。例えば、本論文で事例とするカレンニー難民は、難民だからこそ「カレンニー」という帰属意識・同胞意識をもつが、これは「タイ人」でも「ビルマ人」でもない難民としての経験を通して形成される(久保 2010)。ここでの包摂と排除とは、排除の経験を通じた新たな包摂の指標がつくられることを示す。こうした集団意識の形成は、例えば、ラオス出身のモン(Hmong)難民が、ラオス人でも米国人でもない、モンという強い紐帯で繋がっている点にもみられる(Donnelly 1997; Vang 2010)。

このように、難民として暮らす人々を対象とする場合、「どこにも属さない」からこそ、複数の場所(排除され包摂される国家)との関連性から捉える必要がある。「過渡」の境界性とは、「分離」と「再統合」との関係から明らかになるものだからである。

第二に、難民には世界規模で展開する支援がつきものである。彼らの生活の場となる難民キャンプとは、国連機関、国際 NGO など様々な支援機関が関与するグローバルな社会空間である²⁾。キャンプでは物資の配給に加えて、教育や能力開発を目的とした支援も提供される。難民が組織的な支援対象となるのは、彼らが最初に庇護される難民キャンプだけではない。本論文で対象とするような長期化難民が「第三国定住制度」を通して、別の国へ再定住するにも、難民には継続して各種支援を提供することが前提とされている。端的に難民の定住とは、支援がセットになったプロジェクトであり、相当の支援金の算出根拠も必要となる(国連難民高等弁務官事務所 2010)。したがって、難民の生活実態をとらえるうえで、グローバルな支援体制(国際難民レジーム)を抜きにして考えることはできないのである。移民と難民の違いの一つは支援対象になるか否かであり、難民と支援は切っても切れない関係にある(Zolberg et al. 1989: 30; 久保 2010: 147)。

以上の点を踏まえ、本論文で Multi-Sited Ethnography の視点を採用するのは、移動する難民の経路、すなわち「故地(ビルマ)→難民キャンプ(タイ)→第三国(米国)」という場所の複数性に加えて、グローバルに展開する支援のレイヤーを重ねあわせて理解するためである。複数の場所を繋ぎつつ支援のレイヤーを当事者の生に重ね合わせる、そうした複雑な状態を理解するために Multi-Sited Ethnography の視点を援用す

る。この視点は、ガッサン・ハージが指摘しているように、複数の調査地 (field) を相互に結びつけ「一つの調査地」とする視点である (Hage 2005)。

すなわち地理的に隣接していない空間 A, B, C を仮定し、それぞれに X1, X2, X3 という場所があるとする³⁾。そこで、空間 A に対する場所 X1, B に対する X2, C に対する X3 と個別化するのではなく、「X1, X2, X3」間の社会関係のアンサンブルが、それぞれの固有性とともにも一つの「調査地 (field) E」が構成されと考えることである (Hage 2005: 466-467)。「調査地 E」とは、ガッサン・ハージの事例では、彼の調査対象者であるレバノン人のトランスナショナルに広がる生活空間であり、人類学者が対象とする調査地を指す。彼がこのように調査地 E を規定するのは、ニューヨークやパリへ移住したレバノン人の商人や銀行家たちが、移住 (migration) という概念を使わず「ニューヨークに住み続ける (living in New York)」、「パリに住み続けている (I am living in Paris)」(Hage 2005: 470; ハージ 2007: 39) と表現するからである。このように、この文脈でのトランスナショナルな広がりとは、移動先が移住元の延長線上にあることを示す。

本論文で、「調査地 E」に着目するのは、難民の移動を斡旋するグローバルな支援のレイヤーと重ねあわせつつ、故地 (X1: ビルマ) から難民キャンプ (X2: タイ) を経由して再定住地 (X3: 米国) への移動の連続性を捉えるためである。

以下では、まず研究対象とするカレンニー難民とビルマ難民の特徴について概観する。次に事例として、ある男性の移動と定住過程を民族誌的に明らかにする。最後に、事例を踏まえて支援のフィールドにおける人類学について考察する⁴⁾。

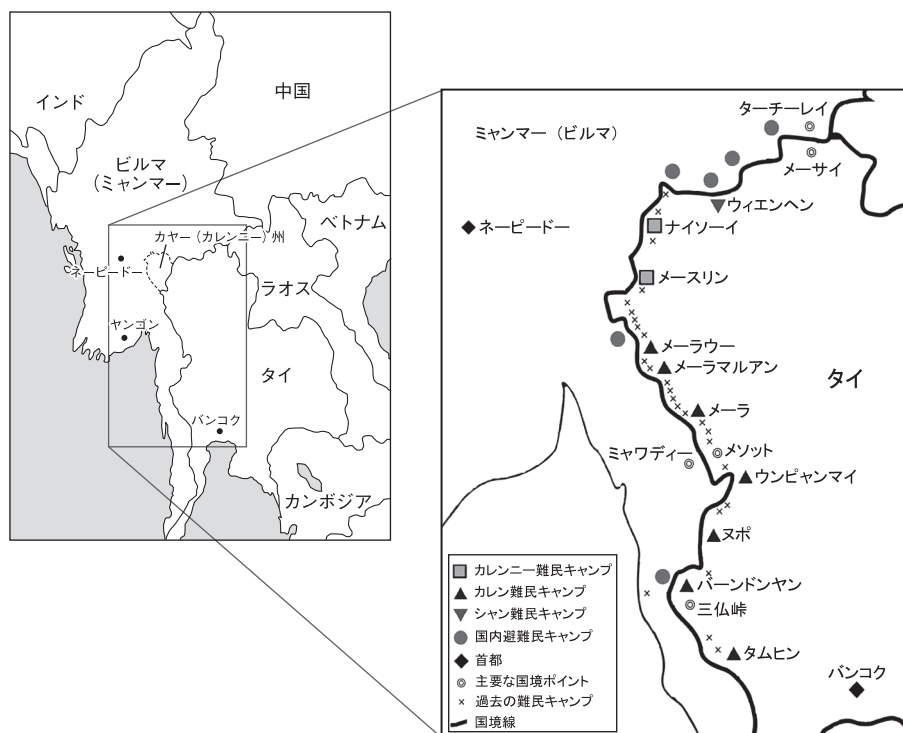
2 難民支援とビルマ難民の特徴

2.1 第三国への再定住

現在タイ、ビルマ国境のタイ側には、シャン難民 (1 か所)、カレンニー難民 (2 か所)、カレン難民 (7 か所) のキャンプがあり、ビルマ側にはモン難民キャンプが 4 か所ある。タイ側とビルマ側合わせて約 14 万人が避難生活を送っている (地図 1 参照)。タイ側にはじめて難民キャンプが設置されたのは 1984 年で、難民生活は長期化している。タイでの難民が長期化するのは、長年にわたるビルマ軍政期の内戦や生活苦のためで、帰還の見通しが立たないからである。

受入国のタイでは、図 1 に示すように難民数は年々増加する一方で、キャンプ数は

タイからは、2012年12月までに合計10万2,788人（うちビルマ難民は8万4,341人）の難民が第三国へ出国した。全体のうち米国が受け入れた難民総数は2012年12月までに8万1,986人にのぼる。2012年の1年間では、6,668人の難民が出国したが、そのうち5,926人を米国が受け入れた。



地図1 タイ・ビルマ国境の難民キャンプ（略図・筆者作成）

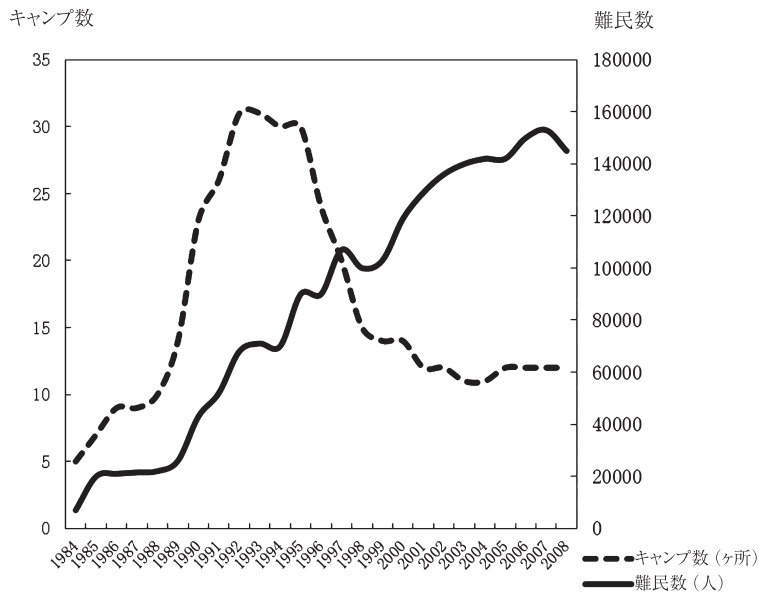

 図1 タイ・ビルマ国境の難民数とキャンプ数の推移⁵⁾

 表1 タイから主要国への定住者数 (2012年12月31日まで)⁶⁾

米国	カナダ	フィンランド	デンマーク	ノルウェー	スウェーデン	日本	ニュージーランド	豪州	英国
82,381	4,549	1,724	132	1,745	1,348	45	839	8,794	285

キャンプから諸外国へ定住を決意する理由で最も多いのが、「子どもの将来」である。他にもよい仕事や収入、将来自分の村に帰るための準備期間として移動が決意されることもある。長期化した難民生活では、将来像が描けないことが最も大きな問題である。他方で、特に年長者にとって言葉や生活習慣をはじめ、新たな環境へ移ることは大きな負担になる。第三国定住が開始されてから、夫婦間でも意見が相違し離婚に至るケースや、個人で申請できる18歳以上の子だけが定住し、親は難民キャンプに残るケースなど個人や世帯によって事情は異なる。

第三国への定住は、個々人の現状認識と将来像とを秤にかけた選択を如実に示す。第三国定住制度とは、本国へ帰還できない難民への再定住支援で、難民の再定住は移民とは異なる不可逆的な移動という特徴がある。

2.2 米国の難民受け入れ制度

移民国家の米国は、これまで多くの難民を受け入れてきた。しかし、これは必ずしも人道的な理由によるものではなかった。冷戦時には、共産圏からの難民受け入れが優先されたように、受け入れは政治的に利用された。大津留（北川）によると、ベトナム難民、カンボジア難民の受け入れは、米国の理念としての人道主義の象徴となることによって、間違った戦争としてのベトナム戦争の負の側面を消し去る機能を果たした。また CIA の知られざる戦争⁷⁾ に協力したラオス出身のモン（Hmong）難民も、対米協力のために払った犠牲故に受け入れられてきた。しかし、モンは米国社会では長年にわたって受け入れる理由のない負担として扱われてきた（大津留（北川）2011: 447-448）。

難民受け入れにかかる忖意性は、受け入れの論拠の一つである、難民の地位に関する条約（1951 年）と難民の地位に関する議定書（1967 年）（以下では両者をあわせて難民条約と表記）の成立史にも顕著にあらわれている⁸⁾。この難民条約は冷戦下、東側から逃れてくる脱出者を傘下に置くことに国際的正当性を与え、共産主義体制の劣位性を浮き彫りにすることを目的につくられた（阿部 2002: 82）。これが難民の「地位」に関する条約であるように、定めているのはその立場であって、当初から難民の保護を謳ったものではなかった。冷戦後も、難民の受け入れは「国家の負担共有（burden sharing）」として実施される（国連難民高等弁務官事務所 2010: 4-5）。

難民の受け入れ基準は、受入国によって異なる。米国の場合、難民の受け入れは、人道支援のみならず、米国政府にとって重要な外交政策の実施ツールとしての役割を担っている。移民・国籍法のもと、大統領が議会に対して毎年度、地域ごとの難民受け入れの上限を示した報告書を提出し、議会と協議の上で大統領が最終的な受け入れ難民数を決定する（大津留（北川）2011: 443）。難民として受け入れが許可されるには、移民・国籍法の規定に沿って難民と認可され、なおかつ国家安全保障省の認可のプロセスを経る必要がある。米国で受入対象となる難民は以下のいずれかに分類される者である。（1）UNHCR、米国大使館や指定の NGO が仲介し、保護が緊要とされる者、（2）米国が特別に人道的な関心をもつ特定の集団、（3）すでに難民や亡命者として受け入れた者の家族で、配偶者、未成年の子どもや親、（4）受け入れが米国の国益にかなう地域からの人々（例：旧ソ連からのユダヤ人難民）である（大津留（北川）2011: 443-444）⁹⁾。

比較の材料として、日本の受け入れ要件も参照しておこう。日本の第三国定住制度

による難民受け入れでは、タイの難民キャンプで暮らす者で、以下の2つの基準を満たす難民が選別される。(1) UNHCR が国際的な保護の必要な者と認め、我が国に対してその保護を推薦する者でなおかつ、(2) 日本社会への適応能力がある者であって、生活を営むに足る職に就くことが見込まれるもの及びその配偶者又は子である（法務省入国管理局参事官室 2010）。この基準が示すのは、換言すれば (1) 国連の基準にそって身元が明らかな者であり、(2) 賃金労働に就労することができる者である。「配偶者または子」と規定されているように、社会福祉の対象となるような老人、実質的に就労が難しい障害者などを受け入れることは想定されていないことが分かる。この基準は、2010 年から第三国定住制度を試験的に導入するにあたって設けられたものである。

このように、難民は受入国の基準に沿って選別される。第三国定住による難民の受け入れは、難民問題の恒久的解決策の一つとされる一方で、優先されるのは、難民の都合よりも国家の受け入れ基準である。難民を国家に包摂する、その営みは選別という排除と隣合わせである。

さて、米国に到着した難民の生活を支えるのは、公的な福祉支援である。到着時に一時金として、一人あたり 425 ～ 1,100 ドルが支給される¹⁰⁾。このほかにも、食糧などを購入できる「フードスタンプ (food stamp)」と公的医療支援 (Medical Assistance) が適応される。フードスタンプは、磁気カードになっており買い物時にレジで精算できるほか、ATM でキャッシングもできる。フードスタンプは、一人あたり月額 180 ドル程度が支給される¹¹⁾。この他にも、就業するまでの間は、難民への現金支援 (refugee cash assistance) として月額 250 ドル程度が 8 ヶ月間にわたって支給される。低所得者の世帯支援として、貧困世帯への一時支援 (temporary assistance for needy family) として 800 ～ 900 ドル程度が世帯の人数に応じて支給される。これらの補助金をもとにして生活基盤を整えられる米国では、4 ～ 6 ヶ月の間に就労することが期待されており、収入に応じてフードスタンプや医療支援が削減される仕組みになっている。

渡米後、生活を営む定住地では、VOLAG (Voluntary Agency) という支援組織が初動支援を提供する (以下では VOLAG をエージェンシーと表記する)。エージェンシーには、チャーチ・ワールド・サービスのような教会を基盤とする組織や、国際救命委員会 (International Rescue Committee) のような国際 NGO などの 10 団体があり、政府からの資金提供のもとに活動している。この 10 団体に加え、その傘下にある組織が各地域で活動している。エージェンシーが難民の住居を準備し、各難民への担当

者（ケースワーカー）を割り振る。

2.3 二次移住と集住化

筆者が調査したカレンニー難民は、米国到着後、次のような暮らしをはじめることになる。難民が空港に到着すると、ケースワーカーが出迎え自宅まで案内する。到着後は、ケースワーカーを通して、通訳や英語教育をはじめとする定住支援が提供される。このケースワーカーは、同じビルマからの難民とは限らないので、その場合は、別途通訳を通してコミュニケーションをとることになる。通訳の数は不足傾向にあるので、対面ではなく携帯電話を用いて通訳が行われることも珍しくない。

米国に再定住した難民は、精肉工場（豚肉、鶏肉、牛肉）での作業、香水、石鹸やデオドラント製品の工場での流れ作業や箱詰め、ケーキの箱詰め、バイキング形式の飲食店での寿司づくり、ホテルの清掃員、野菜の収穫、飲料ラベルの検品、冷凍ピザを扱う工場内作業など非熟練単純労働に就くのが一般的である。時給は7～8ドルで、1日8時間就労である。しかし、需給に応じて仕事は調整されるため収入は安定しない。多くのカレンニー難民が米国に再定住し始めたのは、2008～2009年だが、調査時の2012年の時点になってもフードスタンプを受給している者は少なくない。経済的には裕福とはいえない暮らしぶりを補っているのが、同じ難民キャンプを出身とする者同士での集住化という暮らし方である。

45人のカレン難民しか受け入れておらず、なおかつ彼らを分散化させる日本（久保2014）と、集住化がすすむ米国とを比較すると、米国は相対的に日本よりも「暮らしやすい」環境にあるといえよう。米国に到着した難民は、州を跨いで移住し同郷者がいる場所や、より支援内容が充実した場所へと移動する。KennyがW市で行った調査では、2007年夏に渡米してきた25世帯のカレン難民のうち、2010年中頃に残っていたのは7世帯で、他は別の場所へ二次移住（secondary migration）した（Kenny 2011: 219）。集住することで、母語を用いて暮らせる、愚痴が言える、遊べる友人を身近にもてるといった理由で暮らしやすくなる。マンションで集住して暮らす場合、英語を話せなくても暮らせてしまう環境にある。集住して暮らす様子をさして、「ここでも難民キャンプのように暮らしている」と表現されることもあるが、この点については後述する。

米国での「暮らしやすさ」のもう一つの要因は、アジア食材が豊富で入手しやすいことである。米国でアジア野菜を栽培しているのは、ビルマ難民が来る2～30年前に、同じく難民としてやってきたラオスのモンの人々である（Speier 2006）。二次移

表2 難民がおもに定住している州

モン難民の主な居住地	難民を受け入れた主な州	カレンニー難民の主な居住地
カリフォルニア州, ミネソタ州, ウィスコンシン州, ノースカロライナ州, ミシガン州, コロラド州, ジョージア州, アラスカ州, オクラホマ州, オレゴン州, ワシントン州, アーカンソー州, カンザス州, ミズーリ州, サウスカロライナ州, フロリダ州, マサチューセッツ州, ペンシルベニア州, ロードアイランド州, テキサス州	テキサス州, カリフォルニア州, ニューヨーク州, ペンシルベニア州, フロリダ州, ジョージア州, ミネソタ州, アリゾナ州, ワシントン州, ミシガン州, ノースカロライナ州, イリノイ州, オハイオ州, コロラド州, マサチューセッツ州, ケンタッキー州, バージニア州, メリーランド州, テネシー州, インディアナ州	テキサス州, ジョージア州, ノースカロライナ州, サウスカロライナ州, フロリダ州, ニューヨーク州, ケンタッキー州, カンザス州, ウィスコンシン州, メリーランド州, バージニア州, マサチューセッツ州, インディアナ州, ペンシルベニア州, アイオワ州, ミネソタ州, ミシシッピ州, オクラホマ州, イリノイ州, ニュージャージー州

住のため、近年タイの難民キャンプから米国に再定住してきた難民の実数を示す統計資料はなく、モンの居住地域とビルマ難民の居住地域の相関関係をはっきりとした数字で示すことはできない。しかし、表2に示すとおりモンがおもに定住している上位20州と、難民をおもに受け入れている上位20州、そして現在のカレンニー難民およびカレンニー難民の居住地の傾向には、一定の関連がみられる¹²⁾。

モン難民の主な居住地と、2011年に難民を受け入れた上位20州とを比較すると、重複しているのは、テキサス州、カリフォルニア州、ペンシルベニア州、フロリダ州、ジョージア州、ミネソタ州、ワシントン州、ミシガン州、ノースカロライナ州、コロラド州、マサチューセッツ州の11州である。また、モン難民の主な居住地（上位20州）と、カレンニー難民の居住地が重複しているのは、テキサス州、ジョージア州、ノースカロライナ州、サウスカロライナ州、フロリダ州、カンザス州、ウィスコンシン州、マサチューセッツ州、ペンシルベニア州、ミネソタ州、オクラホマ州の11州になる。この類似性からも、これまで難民を受け入れてきた経験の蓄積がある州に、新たな難民が居住する傾向が窺える。

難民が集住する地域は、支援制度だけではなく生活環境も整っている。例えば、多くの難民が集住するミネソタ州セントポールでは、「タラート・モン（モン市場）」という市場がある（タラートとはラオス語やタイ語で市場を意味する）。そこでは、タイやラオス、中国でおなじみの商品が並び、食堂ではモン料理を食べることもできる。市内にはアジアの食料品を扱う店が多数存在しており、手に入らない食材はほとんどない。また、かつて難民が暮らしていたタイでは、米国製の洗剤や歯磨き粉、シャンプーなどの日用品が広く流通しているので、従来使っていたのと同じ商品を使用し続

けることも容易である。筆者の聞き取り調査で、入手できないものとして挙げられたのは、生のジャックフルーツ（缶なら販売されている）と生の山椒の実である。山椒の実は香りがよく、カレンニーの人々が好んで食べるスープに重宝される。このため、なかにはタイから山椒の実を郵送してもらっている世帯もある。

ビルマ難民が「暮らしやすさ」を享受できるのは、モンなどのインドシナ難民や、近年増加傾向にあるアジア系の移民が築いてきた土壌があるからである。換言すれば、インドシナ難民が定住してきた土地に、新たにビルマ難民が定住するようになったとも言える。カリフォルニア州に次いでモンの人口が多いミネソタ州には、現在7千人ほどのカレン難民が集住している¹³⁾。米国に再定住した難民の約1割が居住していることになる。

集住地には通訳、就労、医療、移動手段をはじめとするニーズがあるが、人が多いだけトラブルもある。なかでも、マンションを解約しないまま新たなマンションへ引越しをしてしまい、家賃を二重に抱えることになるといった住居をめぐるトラブルが多いという¹⁴⁾。こうした問題解決の窓口となるべくミネソタ州には、カレン難民の自助組織が結成されている。

ミネソタ州カレン機構（Karen Organization of Minnesota）というこの組織は、カレンの新年や記念日などの行事を主催するなど、州内のカレン・コミュニティの中核的な役割を担う。事務所では日常的にカレン人の出入りがみられる。カレン機構は、組織活動の広報やカレン難民の認知度を高めるにあたり、集会などで配布するパンフレットなどには、Karenではなく、KaRenとRを大文字で表記する。これは韓国人（Korean）と間違われることが多いためだが、この表記はタイでもビルマでもみられない。ここで注目すべきは、カレン機構の活動方法である。

カレン機構は、難民が居住するセントポール市を独自にA～Cまでの3つのゾーンに分割し、それぞれのゾーンを8つのセクションに区分けしている。それぞれのセクションには、セクション・リーダーと呼ばれる代表者を設けている。セクション・リーダーは、キャンプでもセクション・リーダーをしていたり、教師やメディックなどの知的労働をしていた者の有志からなる¹⁵⁾。3つのゾーンに分け、セクション・リーダーを配置するやり方は、タイの難民キャンプ（メーラ難民キャンプ）での統治の仕方と全く同じである。このような方法をとることで、セントポールの街はある意味でカレン難民にとっては馴染みのあるものになっている。

プログラム・マネージャーのSS氏によると、ゾーンとセクションに分割するのは、彼らが米国に再定住して間もないための一時的な措置である。キャンプで暮らしてい

た頃のように、事件や困ったことがあると最寄りのセクション・リーダーに報告し、リーダーがカレン機構に連絡する体制がとられている。カレン機構には英語が話せるスタッフや、現地の白人米国人も雇用されており、しかるべき対策を講じることができる仕組みになっている。難民キャンプで暮らしていた頃は、キャンプ委員会および難民委員会という難民からなる組織が、この役目を担っていた（久保 2011: 48-52）。

ただし、リーダーは有志でありカレン住民が選出したわけではないので、7千人全員が、セクション・リーダーが誰であるのかを認識しているわけではない。それでも SS 氏によると、誰がリーダーなのかは、マンションに集住したり教会へ通ったりするカレン人同士の日常の付き合いを通した口コミで広がっているので問題はないという。

カレン機構がシステマティックに活動できる背景には、難民キャンプでのやりかたを踏襲していること以外の要素もある。機構の常務取締役（executive director）を務めているのはモン（Hmong American）である（Harkins 2012: 201）。先住の難民として経験のあるモンが仲介となり、カレン機構はミネソタ州のエージェンシーや地域の公的機関と協働している¹⁶⁾。難民キャンプから渡米して間もない段階で、カレン機構のような自助的な組織を運営できるのは、「先陣」としてやってきたインドシナ難民の米国での経験に加えて、彼らが暮らしてきたキャンプでの難民経験にもよる。以下では、難民キャンプを経由してきたビルマ難民の特徴を論じる。

2.4 難民経験の特徴

同じアジア地域からの難民でも、モン難民とビルマ難民とでは、難民キャンプでの滞在期間をはじめとして、キャンプでの難民経験に大きな差異がある。モン難民の多くは、命からがらキャンプへ逃れた後、米国へ再定住し、家族を呼び寄せて数を増やしていった経緯がある。それに対してビルマ難民は、10～20年以上の難民キャンプ生活を経て諸外国へ再定住する。タイで難民キャンプが初めて公式に設置されたのは、1984年であり今やキャンプ生まれの世代も多い。長期間の難民経験には質的な特徴がある。将来像がみえないことによるストレスや支援依存といったネガティブな影響もあるが、ここではポジティブな側面に着目する。

学齢期の若い世代にとってキャンプ暮らしは全く無意味ではない。それはキャンプでの教育経験や、国際 NGO との協働経験が、境界状態（リミナリティ）後の「再統合」に資する場合があるからである。このことは、今や難民自身の協力なくして国際 NGO の支援プログラムは立ち回らないことと関連がある。例えば、食料を配給する

タイ・ビルマ国境支援協会は、年々増加する支援プログラムにもかかわらず、国境全体の14万人の難民に対して、事務所が擁する職員は、わずか59人（2008年当時）である。この数字は、単純に計算すると1人のスタッフが難民約2,400人を管理することになる。2008年の時点で、このNGOの人件費と事務所、車両費は、支出全体の6.9%にまで抑えられている（TBBC 2008: 60）。

難民スタッフで活動が成立するのはこのNGOだけではない。難民スタッフに依拠するのは、活動経費を削減することに加えて、支援をできるだけ自助的に実施するためである（久保 2011: 159）。難民キャンプで暮らす難民は、支援機関との協働経験を通して、英語を用いたコミュニケーション能力を向上させたり、委員会や自助組織を立ち上げて、自分たちを組織化したりもする。この過程で、支援プロポーザルの作成、帳簿や報告書を作成するといった、いわゆる「監査文化」も習得する。ミネソタ州カレン機構という自助組織がつくられる背景には、こうした難民キャンプでの経験がある。NGOとの協働で支援者のやり方にも精通する点で、ビルマ難民の米国への再定住は、タイやビルマの農村の人が移住するのとは質的には異なる。

タンザニアに避難してきたフツ難民について研究した Simon Turner は、支援機関と難民との仲介的役割を果たす教育レベルの高い難民を、「リミナル・エキスパート（liminal expert）」と呼んだ（Turner 2005: 103）。難民キャンプで経験を積んできたリミナル・エキスパートは、渡米後も比較的順調である。というのも、いわゆる西洋人とコミュニケーションをとるのに長けていたり、NGOなどの組織の活動方針を知っていたりするからである。こうした人は、再定住地の支援機関で通訳やケースワーカーとして重宝され、難民の定住を推進するうえでのキーパーソンになる。

通訳として雇用されると時給40ドル（経験と能力により20～25ドル程度の場合もある）、難民を24時間病院へ連れて行く運転手なら一日150ドルも稼ぐこともあり、収入面でも他の難民とは一線を画す。

支援する側のやり方に精通したリミナル・エキスパートのなかには、渡米を待つ難民キャンプの難民に携帯電話やインターネットを用いて米国での暮らし方や、米国政府との面接に関する情報を伝える。いわばキャンプと米国とを仲介する役割も果たしている。米国とキャンプという国境を越え、支援する側とされる側を媒介する点で、彼らは「境界の仲介者」とも言える。難民経験の質的な差で、再定住後の暮らしで差が出てくる。しかし、リミナル・エキスパートが重宝されるのは、そうではない大多数の難民がいるからでもある。難民経験の違いに基づく「格差」と相互依存性には注意しておく必要がある。

こうした特徴をおさえたうえで、以下では、ある男性のカレンニー難民（以下ではT氏と表記）の越境と定住過程を明らかにする。T氏は、文字の読み書きができず小学校を卒業していない、つまりリミナル・エキスパートではない大多数の難民に分類できる。またカレンニー難民は絶対数としても少数なので、カレン機構のように組織的に活動する自助組織はない。T氏はいわば、支援する側の難民ではなく支援される側の難民である。T氏の事例を通して、人類学的な視点からの難民理解に迫る。

T氏の事例は、米国に再定住した約8万人の難民のうちの一人の事例である。難民の移動と定住の経験は、当然ながら多様である。同じ世帯でも、世帯のなかの役割、世代や性別によって再定住に対する見方は異なる。ここであえて、ビルマ難民が第三国へ再定住する移動形態を類型化すると、1) 単身で再定住する場合、2) 世帯単位で再定住する場合、3) まず単身で再定住し後に家族を呼び寄せる場合に大別できる。単身で再定住するのはほとんどが若い世代である。単身の場合、孤独になりがちで苦労を誰かと共有することができない。その反面、世帯で移動してきた場合のように、新しい生活環境に大きなストレスを抱える親や祖父母の世代の世話をするというプレッシャーや負担にさらされることはない。そのため単身で移動し、生活のある程度整えてから家族を呼び寄せる、という形態がとられることも少なくない。

後述するように、T氏の妻は一緒に渡米できなかったため、T氏は男手一つで3人の子どもの育てながら暮らすことになった。そのため移住初期に彼が抱えた負担は相対的に大きいものと推察される。この点でT氏の経験は特殊である。しかしその後、T氏が兄弟や他の難民と暮らし始める経緯に着目すると、彼の暮らしぶりは集住する他の難民と共通する部分も多い。本論文で提示するのは、たった一人の事例だが、以上のような特殊性と一般性がみられる。

3 難民の移動と定住

3.1 ビルマからタイへの越境

T氏は、4人兄弟の末っ子として1979年にカヤー州B村で生まれた。小学校4年生まで村の学校に通ったが、家庭が貧しかったので、それ以上は学校へ通えなかった。学校に通っていた頃は、習ったことを石版に書いては消しを繰り返すだけで、何も覚えられなかったし楽しくなかったと振り返る。彼は字が書けないので、米国で小切手支払いの給与のサインは子どもに書かせている。彼の人生の転機となるのは14歳の

頃（1993 年）の出来事なのだが、その前に、背景となるビルマの内戦をめぐる一般的な状況を説明する。

ビルマでは英国から独立する 1948 年頃から多数派のビルマ族と独立や自治権を要求する諸民族との内戦が起こっていた。彼の生まれ育ったカヤー州でも複数の武装組織が反政府活動を展開していた。武装組織といっても、農民だった住民をリクルートしてつくられたものであり、おもにゲリラ戦を展開する組織の兵站を担うのは、山間部に居住する農民である。このため兵士は日常的な存在でもあった。

ある日、T 氏（当時 14 歳）は漠然と兵士になることに憧れて、親にも言わずに家を出て「カレンニー人民解放戦線」という武装組織に加わった。この組織は、長年にわたり武装闘争を継続する「カレンニー民族進歩党（1957 年結党）」から分派した共産系の組織である。T 氏が入隊したことを聞きつけた彼の親は、政府軍にせよ反政府軍にせよ兵士になるのは危険だと考え、当時の部隊長に金を払って、T 氏だけを密かに除隊させてもらった。ひとまず難を逃れたのだが、この組織は共産系のため除隊したことが公になれば家族全員が殺されるという恐怖を感じ、すぐに一家全員でタイへ逃げることにした。

T 氏、兄、長姉（S 氏）と次姉（P 氏）一家と両親とでタイ側へ移動したが、当時は現在のように国境管理は厳しくなかった。S 氏の夫は、カヤー州とタイとの交易に携わっていたこともあり、交易ルートを利用してタイ側へと越境した。当時の交易では、チーク材や水牛、仏像などがタイ側へと運ばれていた。国境貿易と難民キャンプの設立には密接な関係がある。

現在のカレンニー難民キャンプは、通称で「ノーパア」と呼ばれているが、これはカレンニー（カヤー）語で、水牛が泥浴びをする足場の悪い場所を意味する。「ノーパア」は、トラクター村と水牛村と呼ばれる 2 つのゾーンにわかれている。トラクターと水牛は、チーク材をはじめとする物品の運搬に使われていたことにちなんでいる。キャンプの通称にみられるように、かつての交易の中継点に難民キャンプが設置された。この交易を取り仕切っていたのが、カレンニー民族進歩党（T 氏が一時的に所属した共産系のカレンニー人民解放戦線の母体）であった。

T 氏が村を離れてから 1 年後の 1994 年、カレンニー人民解放戦線は政府軍と停戦し、翌年の 1995 年には、カレンニー民族進歩党も政府軍と停戦した。この停戦をきっかけとして、T 氏は単身でビルマ側の村に戻った。間もなくそこで出会った女性と結婚し子どもをもった。しかし、カレンニー民族進歩党と政府との停戦は、すぐに破棄されてしまい、次第に政情が不安定になってきた。すでにタイ側で居住経験のある T

氏は道案内役もかねて、数人の村人とともに再びタイ側へ戻ってきた。1998年のことである。当時、子どもが小さかったので妻と子どもは村に残してきた。妻子ともに避難するほど、状況は切迫していなかったからである。

3.2 登録されることの意味

彼がタイに戻ってきた頃、UNHCRによる最初の難民登録があった。カレン難民キャンプが設置されたのが1984年、カレンニー難民キャンプは1989年であるのに対し、UNHCRが初めてタイの難民キャンプに関与をしたのは1998年である。これはタイ政府が難民条約を批准しておらず、政府の意向を踏まえなければ国連機関は関与できなかったからである。難民受け入れの負担が増加することを受けて、1998年になって初めてタイ政府は国連に支援を要請した（Kusuma 2001: 200）。こうした経緯から、この年が初めての難民登録となった。登録はタイ内務省とUNHCRの合同によるものである。

登録は世帯単位で実施されるが、ちょうどその頃、すでにタイで暮らしていた兄は重病のためメーホンソン市内の病院に入院していた。そこで、彼が兄の代わりに兄一家の世帯主として登録をした。当時のことを振り返ってT氏は、何の登録かは分からないが「とにかく登録した方がいい」ということで登録した。

当時も今もUNHCRの難民登録の有無によらず、難民キャンプに居住しているという事実さえあれば配給対象となる。このため、政府とUNHCRの難民登録は、特に重要なものとは考えられていなかった¹⁷⁾。難民キャンプには2つの人口統計がある。一つは、タイ内務省とUNHCRの公式登録で、もう一つは、配給を担当する国際NGO（タイ・ビルマ国境支援協会）による実質的な登録である。後者の統計（キャンプ居住者の実数）は、毎月27日にセクション・リーダーが各セクションの人数を集計し、この統計をもとに配給が決まる。

間もなく兄は他界した。しかし入院していた兄の代わりにT氏が兄として登録されているので、書類上では兄は生きたままとなった。その後も、T氏は書類上「兄」として暮らし続けた。難民登録にかかるメリットもデメリットもなかったため、当時はそのことを気にすることはなかった。

その後、T氏の妻がタイに到着して一緒に暮らすようになった。T氏がタイ側とビルマ側とを行き来したように、この地域は人の往来が活発でキャンプの人口は流動的である。このためタイでは常時、公式の難民登録が実施されているわけではない。公式登録が実施されている期間でも、世帯ごとに順番に登録作業が進められ、その時間

その場にいなかった者は、登録されないルールとなっている。したがって、T氏の妻は非登録のまま暮らすことになったが、やはり登録にかかるメリットもデメリットもなかった。

二回目の難民登録が実施されたのは、2004年12月～2005年2月である。これは1998年の難民登録をベースにしたもので新規登録も可能であった。これを機会に登録の修正を求めたが、子どもは追加登録することはできても、妻に関しては「お前は嫁が2人もいるのか」と一蹴されてしまい修正できなかった。当時、登録作業には「タイ政府が難民送還の準備をしている」というような噂があったものの、登録理由は、「より支援を充実させるため」とだけ説明された。しかし、公式の難民登録があるからといって特に生活が変わるわけではなかったため、そのままにしていた。

この登録が終了した後、第三国定住制度を通して海外へ再定住する機会が訪れた。この時になってはじめて、それまでは意味のなかった「難民登録」が意味をもつようになった。再定住はUNHCRが仲介するので、この難民登録がないと申請できないからである。その後も、公式の難民登録は常時実施されているわけではない。それは、海外への定住を目的として難民キャンプに入る者がおり、新たな難民の呼び水になると考えられているからでもある。カレンニー難民キャンプでは、2007～2008年にかけて米国に再定住する機会が巡ってきた。

T氏の世帯で再定住の申請資格をもつのは、T氏と子どもだけであり、妻は非登録のままである。T氏の妻は小学校の教師をしていたこともあり子どもの将来を見据え、このチャンスを逃すまいとT氏と3人の子ども（当時9歳・男、7歳・女、6歳・女）を先に渡米させることにした。ただし書類上は、「兄として」渡米することになった。本当の兄の家族（T氏以外）はタイに残った。

第三国定住とは、見知らぬ土地への移住であり、なおかつ帰ってくるのではない不可逆的な移住となる。このため将来像を巡って家族内でも大きな問題になることは珍しくない。それが原因で離婚することもある。対照的に、すでに定住が決まった者に便乗しようと急いで結婚する者も制度が導入された初期にはみられた。すでに述べたように、年齢の若い息子・娘が先に定住し後から両親が続く場合など、定住の仕方也不一样ではない。T氏は、将来、妻も難民として登録されれば家族統合として呼び寄せられることを期待し先に移住することを決意した。彼の2人の姉（S氏とP氏）一家も渡米することも、彼の決意を後押しした。

このことは、そもそも身元を証明できない難民にも、身分証の論理が厳格に適用されていることを示す。難民であることとは難民条約にもとづけば、「迫害の恐怖を有

する」という主観で決まるが、制度として運用される場面では、登録という「客観的」指標をもって一律的に処理される問題となる。

「兄として」生きることを決意した彼の左腕には、兄の名を刻んだタトゥーが刻まれている。2009年11月、彼はタイのバンコクから東京を経由して、3人の子どもとともに真冬のニューヨークに降り立った。

3.3 米国への再定住

山の中の暮らしから大都市への移住には、想像以上の苦労がともなった。見たこともない高層ビルを見上げると後ろに倒れそうになるし、道を歩いても誰も知っている者はおらず泣きそうになったこともあったという。出国前の文化研修(cultural orientation)で、米国ではビンロウ(石灰とビンロウジ、好みでタバコなどをキンマの葉に巻いて口にする嗜好品)を公衆の面前で食べてはならないと教わった。T氏はタバコ入りのビンロウをやめることがどうしてもできず、飛行機に乗るさいも細かく小分けにしたビンロウを飴玉のようにして食べていた。米国に着いてからも、ビンロウはやめられなかったが、ビンロウで汚れた歯は変な目で見られるので清潔にすることに気がついた。まず苦労したのは地下鉄の乗り方と乗り換えで、3人の子どもを連れてのニューヨーク暮らしの気苦労は絶えなかった。

T氏が暮らすことになったのは、北部のA区である。現地のエージェンシーを通して、姉一家たちもニューヨークに住んでいることが後から分かった。第三国定住制度では世帯毎に異なるケースとして扱われるので、必ずしも親族同士が近隣地域に割り振られるわけではない。姉一家とは、エージェンシーの事務所で待ち合わせて再会した。そのさい姉一家の娘たちは、涙を流して再会を喜んだという。米国に来てしまえば、もう会えないと思っていたからである。このエピソードが示唆するように、米国へ再定住することにはそれほどの決意が必要である。

再会でできたものの、姉の一人は最南部のB区、もう一人も南部のC区に住んでおり、T氏の暮らすA区からB区までは電車で二時間、C区へ行くにも一時間を要したので、日常的に顔を合わすことはできなかった。これは仕事が忙しかったからでもある。彼はケースワーカーから飲料のラベル検品の仕事を紹介された。職場は地下鉄の最東端で、通勤するのに片道二時間かかる。朝は3時半に起きて夜は10時半に帰る生活が6ヶ月続いた。週休二日という契約だったが、休日にも仕事の電話がかかってきて出勤した。3人の子どもを養わなければならないので、断ると首を切られると思い必死で働いた。

しかしそのような暮らしでは、子どもと会う時間は全くなかった。仕事を中心とした生活は、朝は早く夜は遅いので、子どもが食事をしているのかどうか、学校に行っているのかどうか、シャワーを浴びているかすら分からなかったという。食事は電子レンジで調理できるものを買いだめしておいた。学校へは徒歩5分と近かった。同じマンションに住んでいたカレン人の老人に送迎をしてもらっていたそうだが、子どもたちは、その老人の身なりが汚いので学校には一緒に行きたくなかったという。

学校からは「緊急 (emergency)」と書かれた手紙がしょっちゅう届いた。子どもが衣服を反対に着てきたり、髪の毛がボサボサだったりしたので、家庭環境を心配する手紙であつたらしい。しかし手紙は英語で書かれており、辞書を引ながら読もうとしてもよく分からないし、ケースワーカーの所に行くにも電車で一時間と遠く、ほとんど相談にも行けなかった。ケースワーカーは、一人で複数の難民を担当しているようで、忙しさも加わり面倒がってあまり相談にも乗ってもらえなかった。子育てに関しては、完全にほったらかしだったと振り返る。学校からの手紙には、両親の有無が尋ねられているのは分かったが、父と母の欄の両方に二重線で取り消し線を引いて手紙を返送するほかなかったと無念そうな顔で振り返る。

そんな生活は長くは続かず、姉一家と共に暮らす道を模索することにした。姉 (S氏) の夫と時間を合わせて一緒に暮らせそうなマンションを探したが、まったく見つからなかった。ちょうどその頃、姉の家族が個人的に世話になっていた牧師が、在米歴37年のビルマ人を紹介してくれた。米国でビジネスをしているこのビルマ人はマンションの一室を所有していた。彼の取り計らいもあって、マンションの一室にT氏の世帯 (4人) と2人の姉の世帯 (4人+5人) の合計13人で暮らし始めた。ニューヨークの家賃は、最低でも900ドルと高く、別々にマンションを借りるには経済的な負担が大きかったこと、これまで別々に暮らしていた時には、助け合える人が近くにいなかったこともあり、多少無理をしてでも一緒に住むことにした。

しかし、ベットルームあたりの居住可能人数が超過していることが発覚し、法令により立ち退き命令がでてしまった。マンションを所有しているオーナーにはどうすることもできず、再び住処を探すことになった。ニューヨーク滞在中、姉 (S氏) の義父は、家に引きこもってばかりで体調を崩しがちであった。言葉が通じない外に出るのが怖かったからだという。

そこで彼らが頼りにすることができたのは、タイのキャンプで同じセクションに暮らしていたM氏である。M氏も同じ時期にタイを出国し、ノースカロライナ州に住んでいた。M氏の娘は、S氏の娘と同年代である。若い世代は、フェイスブック

(Facebook) などのソーシャル・ネットワーク・サービス (SNS) を使って、芋づる式に友人たちとオンライン上の繋がりを構築している。プロフィール欄に、自分の携帯電話番号を掲載していることもある¹⁸⁾。フェイスブックでは、グループがつけられ難民キャンプやビルマのカヤ州の状況などに関する情報が共有されている。連絡手段として Gmail のチャット機能や音声通話も利用されている。

こうした繋がりの再構築を経て M 氏に携帯電話で連絡をしたところ、同じ敷地内のマンションに空き部屋があることがわかり移住することにした。家賃は部屋の大きさに応じて 450 ～ 600 ドルと比較的安かったので、T 氏らは世帯ごとにマンションを契約して暮らすことになった。

3.4 難民のように暮らす

引越し先のマンションでは、ニューヨークとは異なり多くの難民が同じ敷地内に集住している。ビルマ難民キャンプの出身者だけではなく、ネパールのブータン難民、ベトナム人、インド人などアジア系住民やアフリカ系の住民など約 80 世帯が暮らす集住地であった。

現在 T 氏は長姉の S 氏とともに、ホテルの清掃員として勤務している。同じマンションで暮らすビルマ難民 (他の難民キャンプからきた者) には他にも清掃員がおり、彼らから紹介してもらった。時給は 8 ドルで早朝 7 時ごろにバスで市内まで出勤し、17 ～ 18 時頃には帰宅する。ホテルが忙しい時期は休みなく働くこともある。子どもの通学にはスクール・バスがマンション前まで来る。

T 氏の一家をはじめ、誰かが病院に予約をいれるなど英語が必要なさいに通訳を務めるのは、M 氏の娘である。彼女は、難民キャンプのカレッジにあたる学校を卒業している¹⁹⁾。国際 NGO で勤務した経験はないが、英語が得意なので、まれに電話を通した通訳のアルバイトをすることがある。普段、彼女はケーキの箱詰め工場で働いているが、病院からの電話や郵便物の内容を確認するなど英語が必要なさいは M 氏の娘が仲介する。このように、ニューヨークに到着した時点から今に至るまで、T 氏は全面的にケースワーカーを頼ってきた (頼りにできた) わけではない。ホテルでの仕事の場所を除いて、彼の日常生活で、いわゆる白人との付き合いはみられない。

さて、彼らはマンションでの暮らしを指して、「難民のように暮らしている (ドウッカーデー・ロウ・ネーデー)」と表現する。ここでの「難民 (ドウッカーデー)」とは、困っている人、災難に遭った人をさすビルマ語である。この単語は、急な雨に降られてしまったり財布をなくしてしまったりと、あらゆる「困った」場面で用いられ、転

じて難民という意味になる。ラテン語の「抗して逃げる」が原義の英語の *refugee* とは異なり、この語には、日本語の難民に近いニュアンスがある。

ただしマンションへの集住を指して「難民のように」というさいには、困っている人の集まりではなく、「難民キャンプで暮らしていた頃のまま今も暮らしている」というニュアンスがある。タイにいた頃も、「私たちは難民（ドウッカーデー）だ」という語りをしばしば耳にした。そのさいには、「ドウッカパー（困ったものだ・大変だよ・どうしようもない）」という口語表現で、難民として困難に直面した生活が表現される。例えば、難民キャンプから出てはならないという移動の制限、身分証（ID）がなくタイでの就労が認められないこと、タイ人から差別を受けること、難民キャンプ生活では将来像が描けないことなどの状態をさす。また 1980 年代の初期から難民キャンプで暮らす人々は、戦争のため国境を超えるのではなく、配給支援に依存するようになり自活できない暮らしのはじまりをさして「難民になった」と表現する（Kubo 2013: 446）。

これとは対照的に、米国の集住地で「難民のように暮らす」とは、難民キャンプでの生活スタイルがそのまま残っていることを指す肯定的な意味合いをもち、生活面での苦労を指す言葉として用いられるわけではない。例えば、個室のマンション暮らしでも、鍵をかけずに互いの家を行き来する暮らしが残っていることを指して用いられる。この集住地では、出身国が異なり互いに会話を交わすことのない者同士が暮らしているが、就寝時と外出時以外は、ドアは開けっ放しで出入りは自由である。玄関チャイムを使用することはない。行き来は同じ難民キャンプ出身者だけではなく、他の難民キャンプから来た者ともある。通訳を務める M 氏の娘は英語を話すことができるので、ベトナム人が訪ねてくることもある。特に用事があるわけがないが、親しい知人を訪問して会話をする生活スタイルが、これまでどおり継続している。

夕方になると敷地内の広場でサッカーがはじまる。英語の上達が早い子どもは、暗くなるまで一人で出歩いて、出身国を問わず近所の子どもたちと遊んでいる。こうした集住地は市内にいくつかある。筆者の調査中には、週末に M 氏や S 氏の娘たちが、別のマンション集住地を訪問しバレーボールをすることもあった。そこでバレーボールをするのは、そのマンションの敷地内にバレーボールができる設備があるからである。そのマンションには、ビルマを出身とするチン民族が多く居住している。チン民族は、ビルマ西部におもに居住しインド経由で渡米し、タイを経由するカレン、カレンニー難民とは異なるルートできた難民である。このこともあってか、調査時に観察できたのはカレンニーとチンの人々とは、日常的な交流があるわけではないことであ

る。それでも、バレーボールをしているところになんとか入って行って楽しんでい
る。彼らは名前を知っているわけでも顔見知りでもなく、互いが「カレンニー」と
「チン」であることを知っているだけである。バレーボールを一緒にするだけで会話
があるわけではない。カレンニーとチンの人々という特に親密ではない者同士だが、
互いに同じ国の出身者としての存在を知っているのも、ともにスポーツをする光景が
みられる。適当に遊んで疲れると、特にお礼を言ったり別れの挨拶をしたりするでも
なく、車に乗って自分のマンションへと帰る。

難民キャンプでの暮らしもまた、知らない者同士の集まりであった。同じセクショ
ンに同じ民族が集住する傾向がみられるものの、特定の人同士の付き合いに限られる
傾向がある。ただし若い世代のあいだでサッカーやバレーボールなどをするさいに
は、運動できる広場が限られているので、同じ場所を共有してプレイする。ここでも
特に開始と終了の合図やルールがあるわけではなく、その場の流れで散会になる。こ
うした他者との関わり方は、キャンプと米国で類似しているようにみうけられる。

さて、集住するマンションの一角では、菜っ葉や魚が干されていたりと、共有ス
ペースの使い方に規制がかけられているわけではない。ここではビンロウを食べるこ
とに人目を気にする必要もない。マンションの敷地をでたところには、ベトナム人が
経営するアジア食料・雑貨店があり、必要なものは買い揃えることができる。T氏は、
米国に到着した頃は手持ちのビンロウがなくなったので、この習慣をやめることを覚
悟していたが、容易に入手できることがわかるとやめる気は毛頭なくなった。職場に
も細かく切ったビンロウジをポケットにいれて持ち歩いている。ビンロウを知らない
同僚にはキャンディーだと説明しているという。

彼らの生活を参与観察すると、生活スタイルや嗜好品だけではなく娯楽にもタイで
の暮らしの片鱗がみてとれる。タイで青年期を過ごした世代の娯楽は、カラオケやパ
ソコンの動画サイト（YouTube）で、音楽やドラマを視聴することが多い。米国のテ
レビ番組はほとんどみられない。彼らは英語ではなく、ビルマ語やタイ語の音楽やド
ラマを楽しんでいる。動画サイトにアップロードされているのはタイ語のものが多
い。タイ語を流暢に話せるわけではないのだが、長年タイで暮らしてきた彼らにとっ
て一番馴染みが深いようである。「難民のように暮らす」という言い回しには、こ
うした生活空間の連続性が含意されている。

また「ここでは難民のように暮らしているから、今日はここで食事をしていきなさい」という言い回しも聞かれる。これは、「カレンニーの規範としての振る舞い（慣習）が生きているので訪問者に食事を提供する」という意味合いをもつ。カレン、カ

レンニー系の民族には、訪問者には必ず食事をもてなすという慣習がある。この慣習では、もてなされた側は、提供された料理には必ず一口でも口をつけないと失礼にあたる。このように慣習という意味合いで難民という言葉が使われることはタイではみられない。

「難民のように暮らす」という言い方には、難民として困った暮らしをしているのではなく、集住すること、慣習が残っていることを意味し、生活空間の連続性という肯定的なニュアンスを含んでいる。この表現は、筆者がウィスコンシン州で行った調査でも聞かれた。ただしウィスコンシン州では、ここで説明したような肯定的な表現に加えて、否定的なニュアンスを含むこともある。この表現は、鍵を開けっ放しにしているのでモノがなくなることがあったり、部屋が汚れたりするので、そういう風には住みたくないと暮らし方を否定的に表現するさいに使われる。「あの人たちは難民のように暮らしているけど、私たちはあそこでは暮らせない」という言い回しは、字義通りの「困ったこと」ではなく、集住するというニュアンスを含んでいる。

マンション集住地は、同じキャンプ出身者同士の関係からみれば、互いを頼りにしつつ共存している場所である。同じキャンプ出身者以外を含めて考えると、部屋の行き来や共有スペースの使い方、バレーボールを通した集住地同士の表面的な付き合いにみられるように、互いの存在を認識しつつ共存する場所が、「難民のように暮らす」マンション集住地である。再定住地での共存や共住という特色は、難民キャンプでの暮らしとの連続性という観点からみることができる。しかし、注意しなければならないのは、T氏や姉夫婦、M氏は、もはやタイに残る人々とは妻を除いて連絡を取り合っていないことである。それは端的に、タイにはもう未練がなく仲の良い人がいないからである。なお筆者が調査をした2012年9月の時点でも、T氏の妻は「未登録」のままで移住の見通しは立っていない。

M氏は言う。「タイにいる頃は大変だった。掃除をする人、水汲みにいく人、料理をする人、洗濯をする人、言ってみればそれぞれの仕事をする人が必要だった。でもここでは、ぜんぶ機械がやってくれる。水も出るし電気もある。いちいち火をおこす必要もない。ここだと働けば一日に50ドル、60ドルを稼ぐことができる。タイだったら、一日頑張って農作業をしても50バーツ、60バーツ（1.5ドル程度）にしかない。数字は同じでも大きな違いだ」。

タイにいる頃、M氏の友人に国際NGOの現地スタッフとして働いているN氏がいた。英語を流暢に操るN氏は、一プロジェクトの中核を担う、いわばリミナル・エキスパートであった。そのN氏をさしてM氏は、「ここでは、N氏の一ヶ月分の給

料を一週間で稼ぐことができる。タイにいた頃は、N氏を羨ましく思っていたけど、私はもうN氏を超えた... 中略... タイにはもう連絡したくない。電話をするたびに色々な人から金をせびられるからね」と語る。このマンションで集住するM氏、T氏、姉のS氏とP氏の世帯は、故地であるビルマとも連絡が途絶えている²⁰⁾。

「難民のように暮らす」と表現されるように、トランスナショナルに続く生活空間の連続性がみられる。その一方で、このマンションで暮らしているM氏やT氏のように、故地であるビルマや経由地となった難民キャンプとは関係をもたない側面がある。確かにT氏は、同じキャンプ出身の「同郷者」であるM氏を介して二次移住をした。しかし、そのことを強調することで見えなくなってしまうのは、彼らが故地とはもはや連絡をもたない断絶の側面である。「民族」や「同郷者」の紐帯が一方で機能しつつ、故地や経由地のキャンプとは切り離されている彼らの生活実態がある。

4 支援のフィールドにおける人類学

4.1 人類学者とフィールドとの関わり

本論文では、難民が移動する複数の場所の連続性ととともに、支援のレイヤーを包括した複雑な人生の背景や事象の重なりを把握するため視点としてMulti-Sited Ethnographyという視点を設定した。難民とは、排除の経験と包摂の課題という2つの 이슈を かかえている。このため支援制度とともに難民を理解する必要がある。その一方で、難民の自律のあり方を解明するには、上からの支援制度のみならず下からの自律的な取り組みを捉える視点が重要である。本論文では、支援制度の枠組みではみえてこない難民の実生活を民族誌的に明らかにした。ここでは、リミナル・エキスパートと呼ばれる難民ではなく、また周囲に頼りにできる自助的な組織もない環境で暮らすことになったT氏の定住過程を論じてきた。以下では、この事例から得られた知見を通して、支援制度に関わるフィールドでの人類学について考察する。

近年の人類学では、開発や支援といったアクチュアルな問題に関わる現場を調査対象とすることが少なくない。こうしたフィールドでは関与や実践が問われることもある。先行研究を概観すると、こうした現場での人類学者の立ち位置やフィールドとの出会いは、以下のように類型化できよう。まず実務家であり人類学者というように、もともと開発事業に関わりながら人類学をする場合（小國 2003; 鈴木 2011）、ときに部外者、ときにボランティアとして関与する場合（岸上 2006）、また実務家として関

わるわけではないが地域社会の専門家として関与する場合もある（関根 2007）。さらに調査地の人々が支援を必要とする状況になり、いわば巻き込まれるかたちで積極的に関与するようになった場合（清水 2003, 2013）もあれば、これまで調査してきた人々が紛争の末に難民になってしまった場合（栗本 1996）などがある。

対象の見方や関与の深度は、調査者のフィールドとの出会い方、入り方に左右される。これらの研究において、人類学者の立場、役割やコミットメントについて活発に議論されるのは、論者たちが試行錯誤を繰り返しつつ現場に関与してきたからで、その知見をできるだけ一般化したり共有したりするためである²¹⁾。

こうした研究状況に対する本論文の位置づけは、人類学者の関与を問う以前に、そもそも支援事業に〈関わるができない〉現場の事例である。難民を対象とするフィールドは、支援をはじめとする倫理的な要請がともなう現場ではある。しかし、筆者が調査をしてきた難民キャンプでの支援や難民の再定住事業の現場では、国際難民レジームと呼ばれる制度化された支援体制が整備されている。そこでは、「専門家」として派遣されない限り、支援に関わることも巻き込まれることもない。いくつかの国際機関や国家機関が緊密に連携している現場で、日本から来た一人の人類学者に関わりや介入の余地はないといっても過言ではない。調査者の影響力と能力を超えたところで事態が進み、個人的なコミットメントは不可能で巻き込まれるどころか、ただ取り残されていく。難民をめぐるフィールドとは、そのような調査地でもある²²⁾。もちろん、調査地に赴いた時点ですでに対象との関わりは始まっているという議論もある（速水 2006: 474）。しかし、被調査者との対面的な関わりは、必ずしも開発援助の文脈で議論されてきたような専門家としての人類学的知の応用に結びつくわけではない。

本論文では、この観点から支援制度が関わるフィールドでの人類学について考察する。従来の研究動向として開発や支援をテーマとしたものは、人類学者の関心を寄せてはいるものの、開発や支援に積極的に関与する研究者の議論に限定される傾向がある。本論文では、開発や支援に賛成・反対・中立というような立場論に収斂させるのではなく、いかに対象を民族誌的に理解するかという点からアプローチすることの重要性を強調したい。支援や開発は、世界中の多くの地域に共通するテーマである。それに対して民族誌的にアプローチできるという点で、このフィールドは多くの人類学者にも開かれているはずである。

これまで議論されてきた開発支援に関する論考で一定のインパクトを与えたものとして、開発とは第三世界を支配する言説であるという「開発の言説研究」（Escobar

1995)がある。これに対して、言説批判は、開発プロジェクトの具体的な改善点を提言しないと批判されることがある(小國 2003: 34; 鈴木 2011: 56)。それぞれの研究者が置かれたフィールドでの立場や意図を尊重すれば、この批判は傾聴に値する。他方で、こうした批判は調査者が実務家としても現場に関与しているがゆえに、実務の実施を至上命題とし批判していると誤解される恐れもあろう。こうした議論は立場論に陥りかねないので必ずしも建設的ではない。しかし、開発や支援に参与する人類学者だけではなく、参与しない人類学者とも知的関心を共有するためにも、実務の実施とは異なる地平から論じる余地も担保しておく必要があると考える。人類学者の立場は多様だが、人類学者は必ずしも実務家とイコールではない。実務の実施にいかに関与するかとは異なる問いと関心から考えることも肝要である。

このように考えるのには、調査地をよく知る人類学者の認識は、開発支援に賛成・反対・中立の3つに明確に分けられるわけではないとも考えられるからである。むしろ、「こういう条件なら賛成だが、これでは反対」という場合や「この人を支援するのは賛成するが、その場合、支援対象にならないあの人はどうなるのか」というような言い淀みを、この三分類では捉えられない。これまで開発や支援について、積極的には考察して来なかった研究者にも議論をひらいておくには、まずプロジェクトや支援ありきではない視点からも、あわせて考察する必要があるだろう。一人の人類学者が〈関わることができない〉難民のフィールドを扱う本論文は、そのための試みでもある。

以下では近年提唱されている支援の人類学の観点を踏まえて、人類学の視点から難民の定住過程について考察する。

4.2 支援の人類学

鈴木によると、支援の人類学が採用するアプローチとは、包摂と自律を促すための具体的な支援活動に焦点をあてることである。支援の人類学では移民、難民、無国籍者など、社会経済的に周辺的な地位に置かれている人々などへの支援活動の成果と課題を考えることで、包摂と自律の条件を浮き彫りにすることが意図されている(鈴木 2010a: 11)。換言すれば、このアプローチが目指す一つの方向性は、支援を受けた者(=包摂された者)が、それを契機に主体的に活動する(=自律)さまを明らかにすることである。鈴木が提唱する支援の人類学とは、支援と自律との相関を積極的に考察するものである。

支援の人類学では、支援者が供与する資源(貨幣・物資・行為・情報・感情)に加

えて、被支援者から供与される、支援活動の成果に関する情報にも着目している。被支援者からのフィードバックも含めた双方向的な関係性という観点から、排除された者と包摂する者との接点を捉えようとしている。鈴木は、この双方向性に「グローバルな互恵性」への可能性を見据えている。なかでも、国際的な市民運動や NGO による支援活動の広がり、世界規模の互恵が成熟する契機とみなすことができようと言っている（鈴木 2010b: 9）。

この見通しに対しては、いくつか考慮すべき事柄や疑問がある。第 1 に、ひとくちに支援といっても、どのレベルの支援を想定するのかという点である。冷戦下の東西の南への援助競争や政府が主体となる援助のように政策的意味合いをもって実施される支援もあれば、国際難民レジームとよばれるような国際的な規範を反映した支援もある。また NGO 活動など民間の国際協力として実施される支援もあれば、付き合いや手助けといった、個人レベルの支援もあり、支援の範疇は多岐にわたる。鈴木は市民レベルでの支援活動に互恵性への可能性をみているが、これら複数の位相の支援の関係は考慮されていない。難民支援のように、国際機関、国家機関から民間の NGO まで、複数のアクターが異なる意図と規模をもって同時に展開される支援もある。例えば、支援は国際援助機関にとって人道的意図をもち、国家にとっては政策的意図が、NGO にとっては人助けという関連しながらも異なる意図をもつことが考えられる。この場合、受け手の難民にとって複数の位相をもつ支援は、相互に無関係ではない。市民運動や NGO レベルの支援に限定をしてよいのだろうか。

第 2 に、そもそも支援とは、一方向的に供与するものであり、双方向性という含意はないという用語上の問題がある。小國は実践者の一人の言葉として、「結局はわれわれ（支援者）が期待する言葉を（支援をうける当事者から）引き出しているように感じる」（小國 2003: 16）（括弧内は筆者補足）と紹介し、支援とは介入であると自覚的に述べている。支援は一義的には介入であるかぎり、鈴木のいう双方向的な関係性（資源の供与とフィードバックという二者関係）は、「グローバルな互恵性」になり得るのだろうかという疑問が出てくる。こうした疑問を回避するにあたり、さしあたり以下の枠組みが参考になる。

支援のフィールドを対象とした人類学的研究の一つの到達点は、支援者・被支援者の関係性を固定化せず、支援の現場を両者の相互作用の場（インターフェイス）として捉えて分析することである（小國 2003）。この視点のエッセンスは難民の現場でも応用できる。難民とは、年齢、性別、家族構成、生活状況など支援の指標で可視化され把握される。他方で難民は、リミナル・エキスパートのように、国際難民レジーム

によって規定された支援の指標をときに利用しながら難民を組織化したり、便宜を図ったり、自ら主張したりする。こうした特徴を、筆者は難民性として論じたことがある（久保 2010）。つまり、支援過程で難民というラベルが当事者に貼られるのだが、当事者もまた難民ラベルを受容し、難民ラベルが支援を引き出すことを学習し、ときにラベルを利用する。このように難民とは内側からも創られていく。この観点にたてば、難民の自助活動すらも国際難民レジームによる支援のまなざしを介したもので、これもまた支援の相互作用として捉えることができる。支援制度がかかわるフィールドでのアクターの関係性は、ますます多様化し複雑化している。

このような意味での支援の相互作用に着目することで、第1の問題点として挙げた様々なレベルの支援を包含して分析することができる。さらに、被支援者が支援する側の言語を学習するプロセスにみられるように、支援と被支援という固定的な見方と、第2の問題点として挙げた一方向的なものとしての支援という見方を相対化できる²³⁾。ただし、この分析枠組みに欠点がないわけではない。それは、とりわけ開発や支援を前提として対象と向き合っている場合に、相互作用がないこと（受け手の学習や反応がないこと）は、それ自体が新たな「問題」とみなされかねないからである。

本論文の論点を用いて説明すると、支援する側に反応し対応するのは、リミナル・エキスパートである。しかし教育経験の乏しいT氏のような人物にとって、それは容易ではない。そのさいに、支援の指標にもとづけば、T氏には能力開発が必要な者というマイナスな評価が下されかねない。この評価は、必ずしも当事者の実生活と関連しているわけではない。これはいくぶんか図式的な説明だが、とりわけ難民の現場では、支援指向の基準を中心に据えて理解してしまう傾向がある。そのため、以下のような難民の自律的な側面を見逃すことになる。

4.3 支援と難民の自律

本論文の冒頭で述べたように、難民の移動と定住には、支援が必要とされる点に移民とは異なる特徴がある。移民には移動の段階から自活することが求められるが、状況に応じて出身地に帰還できる。しかし、難民にはそれができない。ゆえに支援が必要という具合に理解される。難民は、国家に属さないがゆえにイレギュラーな存在であり、欠如として、穢れとしてみなされる（Mallki 1995: 7-8）。難民を理解するためのベースは、常に支援の指標である。前述のとおり、UNHCRが発行する『UNHCR 第三国定住ハンドブック』には、難民の主観ではなく客観的指標から難民のニーズを把握し支援する必要性が説かれている（国連難民高等弁務官事務所 2011: 224）。また

第三国定住制度は、難民よりも国家の意図を優先させたものであるように、「問題」のある難民を国家の都合の良いように包摂する試みである。

支援の指標による難民理解は、難民の境界性（リミナリティ）をベースにすれば、間違いではない。しかし、現実に即した理解としては不適切な側面もある。というのも、UNHCR が仲介となって難民の再定住が実施される一方で、米国到着後には、本論文でみてきたような二次移住と集住化によって定住化が促進されるからである。二次移住と集住化は、支援制度を媒介しない移民的な移動形態である。こうした移動が可能になるのは、大規模な難民受け入れが実施され母数が多いこと、キャンプから米国へ移住する前から連絡を取り合っていたことや、再定住地で難民間のネットワークが再構築されるからである。タイの難民キャンプでもプリペイド式の携帯電話が広く普及しており、若い世代はインターネットを用いたソーシャル・ネットワーク・サービス（SNS）を用いて、タイや他国にいる家族や友人と連絡を取りあっている。

米国内での二次移住は、ビルマ難民に先立って渡米してきたモン（Hmong）難民にもみられた。Vang によると、蒙の二次移住の動機には、仕事、蒙のコミュニティの有無、福祉サービスが充実していること、家族や親族との統合、気心の知れた者と暮らすためという側面がある。またケースワーカーなど身近な支援者が蒙の風習や文化について無知であったことも、別の場所へ移動し集住化する要因であった（Vang 2010: 47-48）。故郷と同じような自然環境や気候のもとで暮らしたいことも移動を促した。当時は携帯電話やインターネットがなく、読み書きができる人が少なかったので、カセットテープにメッセージを録音して送り合い情報や感情を共有していた（Vang 2010: 51-52）。蒙は同胞意識の紐帯が強いことで知られているが、見知らぬ街にたどり着いても、電話帳で蒙の名前を見つけて電話をすれば「90%の確率で」助けを得ることができるという（Vang 2010: 159）。

難民間の移動ネットワークは、1970 年末から日本に定住しはじめたインドシナ難民の生活戦略としても注目されてきた。日本がインドシナ難民を受け入れ始めた当時は、難民を受け入れる制度がなく、米国に倣い難民を分散化させていた。しかし難民たちは集住化を始めた。それは母語によるネットワークがあり、集住地には仕事や安いアパート、エスニック・フードがあり、交通の便がよいなど複合的な利点があるからで、集住は日本での社会的手立てがないなかでの生活戦略だった（川上 2005: 4）。

こうした難民の移動の具体相に着目すると、先住者や既知の関係性を頼りにした定住先の選定といった、移民の移動形態との共通点もみられる。国境を超える難民の移動は「足による投票（voting with the feet）」（Hansen 1981）とも表現され、その自発

性にも着目されてきたが、今日の移動の広がりには、難民キャンプと定住先である第三国とが携帯電話やインターネットなどで繋がる空間的広がりによるものでもある。移動形態の移民化を考えると、難民の移動は一方的で、見知らぬ土地へ避難する難民にはツテがない、だから支援が必要だという支援のまなざしのみに依拠した難民像は再考する必要がある。つまり、支援の指標だけでは難民の移動と定住を捉えることはできないのである。

確かに、英語を十分に話すことができず、労働時間も不規則な非正規雇用にある難民は貧困層としてフードスタンプをはじめとする公的支援の対象である。難民の生存基盤は、通訳、フードスタンプや医療サービスといった公的支援によって支えられている。支援がなければ暮らしていけない事実からは、難民と支援とを切り離すことはできない。しかし、UNHCR や国家が行政的な発想で難民を把握するのは異なるアプローチからも理解する必要がある。

本論文の事例で論じたように、ニューヨークでの T 氏の暮らしの根本を支えたのは、滅多に会えないケースワーカーではなかった。姉一家とともに暮らすという家族の統合を手助けしたのは、偶然知り合った在米歴が長いビルマ人であった。その後も、ニューヨークからノースカロライナ州への二次移住を斡旋したのは、同じキャンプを出身とする M 氏であった。移動先の集住地での通訳は M 氏の娘が担っている。

このことが示唆するのは、制度的な支援の不足を補完しているのは、支援制度では媒介されない関係性だということである。政策としての包摂論は、社会的に排除された人の就労、所得、シティズンシップを保障し、個別的な支援サービスの提供を通して、自律を促すことである（福原 2007: 29）。こうした一般論に対して、本論文の事例が示すのは「国家に包摂され支援の対象となること」と「包摂された者が自律すること」の乖離である。

この事例に支援の人類学でたてられた問いを適応してみるとどうだろうか。「難民を対象とした公的支援をうけた結果、現在の T 氏の暮らしが成立しているのか」という問いからは、実情を十分に把握できるわけではない。この問いをたてた場合、フードスタンプなど暮らしの根幹を支える支援の結果、T 氏は移住をしても不安なく暮らせたという解は導き出せる。しかし、移動のプロセスや手段をはじめとする重要な側面を見逃しかねず、ともすれば T 氏の定住過程は、単なる自助努力とされかねない。ここからは、支援の人類学が想定している支援活動へのフィードバックや自己批判が検討課題としてあがってこないこともあり得る。ここで T 氏のような難民が自ら意思決定をしていく自律は、支援がつくる関係性とは異なるやり方でうまれたも

のである。現時点で支援の人類学が射程とするのは、フェアトレード、国際ボランティア、ウェルビーイングとケア、無国籍者支援に関するもので、難民研究は含まれてはいない。支援に関わるフィールドは多岐にわたり、今後、支援の人類学の射程を広げていくなかで上の課題は十分に吟味する必要があるだろう。

ここで今一度検討されるべきは、支援のまなざしに依拠してはみえてこない当事者の自律の位相である。支援制度とともに支援の指標ではかれられ生かされる難民は、常に支援対象として問題含みのまなざしでみられがちである。ケースワーカーから「お荷物」として扱われることも、そのまなざしの一つであり、支援制度という包摂の取り組みそれ自体が新たな排除を生み出すとも言える。本論文の事例が示すのは、支援制度では媒介されない関係性が、自律の実現にとって欠かせないことである。支援制度を通して実現する自律の基盤と、制度とは異なる階梯で具体化する自律とは、相互に関連しながらも個別の事柄である。これらを混合してしまうと、却って対象への理解のみならず、人類学的な知のあり方をも限定的なものにしてしまいかねない。

4.4 おわりに

近年では難民だけではなく、障害者、人種、先住民、環境保全、高齢化、HIV/AIDS、割礼、フェアトレードなど、人類が共通して抱える課題や社会問題、文化間のコンフリクトや格差が研究対象となることが少なくない。共通点は、これらの対象やテーマには、あらかじめ特定の「価値観」が付与されていることである。その価値観とは、難民ならば「支援」、先住民なら「権利付与」、人種なら「反差別」、フェアトレードなら「格差の是正」などである。割礼のように容易には解答がでない論争的なテーマもある（大塚 1998）。こうした課題に対して、人類学者は、大局的な状況や環境、条件を視野に入れつつ当事者の目線を中心に据えて分析してきた。

こうした研究を取り巻く環境のなか、テーマに付随する「価値観」と研究の方向性は無関係ではなくなってきた部分もある。さらに、この「価値観」には、支援や権利付与などを求める社会的なムーブメント（運動）がともなうことがある。筆者がここで喚起したいのは、ある価値観に依拠した運動に追随することだけが人類学の歩む方向とは限らないということである²⁴⁾。というのも、第一に、すでに述べたように人類学者は必ずしも実務家ではないからである。第二に、これがムーブメントである以上、松田が指摘するように「彼らの側」だけを正として、そこに寄り添うことには時に困難が伴うからである。運動の担い手は一枚岩とは限らない²⁵⁾。松田が例示する社会闘争という対抗的な文脈でなくとも、支援という社会的ムーブメントに対する以下

の警鐘は傾聴に値する。宮地尚子は、東日本大震災での支援に触れて、次のように述べている。「被災者にとって気になるのは、善意だとわかってはいるけれど、支援者からだんだん支配されていく、牛耳られていく感覚かもしれません。この支援と支配の関係はくせ者です」(宮地 2011: 31)。宮地は、支援まなごしの陥穽を端的に言い当てている。

支援への関与の仕方や深度はケースによって異なるので、上の指摘を過度に一般化することは控えたい。しかし、特定の価値観と社会的ムーブメントが、対象とする人々の自律を阻害しかねない点は押さえておく必要がある。人類学が、アクティビズムや実務とは異なる、現実に対する批判的精神を保持しているならば、支援のためのだけの人類学ではなく、その枠組みをも批判的に検討し続ける必要があろう。太田は、米国での黒人文化と人種主義に関するボアズとハースコヴィッツの立場を比較しながら次のように論じている。「人類学の学問の意義を、ある時代におきた社会問題の解決という基準でしか判断できなくなるとすれば、その判断は大衆迎合へと転化しかねず、この学問のもっている批判力は失われる」(太田 2005: 52-53)。支援とは必要なものであり、その必要性を否定することは難しいからこそ、他の研究テーマよりもこの点については十分に留意する必要がある。

人類学の社会的活用が問われている昨今、「役に立つ」ところからは遠ざかるようなことは、居心地が悪いことなのかもしれない。しかし、関与が問われる今だからこそ、実務指向とは異なる地点からも考え続ける必要性を、あえて問うておきたい。本論文は、開発や支援の現場で試行錯誤を繰り返してきた先行研究とならんで、〈関わるができない〉事例からの問いかけである。

謝 辞

本稿は、平成 24 年度 みんなく若手研究者奨励セミナー「包摂と自律の人間学——空間をめぐって」(2012 年 11 月 28 日～30 日、国立民族学博物館)での発表内容をもとにしている。筆者のセミナー報告「難民から市民へ——ビルマ難民の移動と定住」は、荒削りなアイデアを提示するものであったが、先生方と参加者の皆様からは、鋭い指摘とともに建設的な意見を頂戴した。そのことが本稿を執筆する上での原動力となった。本稿執筆にあたっては、査読者より細部に至るまで有益なご批判とコメントを頂戴した。最後に、米国に再定住したカレンニーの人々は、何の役にも立たない筆者をタイにいた頃と変わらない優しさで迎えてくださった。ここに記して感謝申し上げます。

* 本論文は、平成 24 年度みんなく若手研究者奨励セミナー(包摂と自律の人類学——空間をめぐって)において、「第 4 回みんなく若手セミナー賞」に選ばれた研究発表に基づく。

注

- 1) Turner は、メアリ・ダグラスの穢れ論を引き合いに出しながら、「リミナルな人の構造的な『不可視』は、二重の特徴をもっている。それは、決して分類されないし、いまだに分類されていないという特徴である... 過渡的なもの (transitional beings) は、特に穢らわしいとされる。それらは一方のものでも他方のものでも、双方のものでもないからだ。あるいは、ここでもあちらでもなく、どこにも属さないものだから」と述べている (Turner 1967: 96-97)。この視点に倣い Malkki は、難民は過渡期の「穢れ」の状態にあり、国家の「純粋な」境界と分類秩序を穢すものと述べている (Malkki 1995: 7-8)。
- 2) 栗本はケニアのカクマ難民キャンプの都市的な性格を指してトランスナショナルでコスモポリタンな社会空間と表現している (栗本 2004: 100)。長期化した難民キャンプは、非自給的でありながらも、モノとサービスが充実する特徴がみられる。
- 3) ここでガッサン・ハージが論じる空間と場所とは、明確に規定された概念としての空間と場所ではないことに注意されたい。概念としての空間と場所については、様々な研究で論じられている。それらの研究で両者は対比的に定義づけられている。例えば場所はアイデンティティや個性を付与されるものとされるのに対して、空間は抽象的なものとされる (西井 2006: 3-4)。他方で、セルトーのように、抽象的で普遍的なものとして場所を捉え、人間的な実践によって具体的に定義づけられるのが空間であるとする見方もある (セルトー 1987)。空間と場所の定義は、論者の力点の置き方に応じて異なる。本論文では空間論や場所論を展開することが目的ではないので、概念としての空間と場所は定義せず、双方が相補的な概念であることを押さえておく。
- 4) 本論文で提示する米国での調査データは、筆者が 2012 年 8 月 1 日から 9 月 22 日まで米国 (カリフォルニア州、ミネソタ州、ウィスコンシン州、ノースカロライナ州) で実施した調査に基づくものである。この調査は、日本学術振興会特別研究員奨励費「難民の生活戦略と自律に関する人類学的研究 (代表者: 久保忠行)」をもとにしている。なお、米国での調査以前に実施したタイでの調査については、久保 (2011) を参照。
- 5) タイ・ビルマ国境支援協会の資料をもとに筆者作成。
- 6) 国際移住機関のデータをもとに筆者作成。ただし表中の受け入れ総数は、タイから出国したビルマ難民以外の難民 (ソマリ、パキスタン、スリランカ、アフガン) も含む。ただし大半はビルマ難民である。
- 7) モンはベトナム、ラオス、タイなどを中心に広い範囲で生活している人々である。第二次インドシナ戦争でラオスのモンは、米国 CIA のもとで特殊ゲリラとして徴用された。米軍が撤退した後、モンは社会主義政権下のラオスで対米協力者として弾圧を受けた。そのため、多くのモンがタイの難民キャンプに避難し、そこから米国へと再定住した。また、この時代ベトナム、ラオス、カンボジアが社会主義体制に移行したことによって生じた難民は、総称してインドシナ難民と呼ばれる。
- 8) 難民条約による難民とは、「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという恐怖を有するために、(1) 国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者、またはそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者及び、(2) 常居所を有していた国の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることができない者またはそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まない者」である (国連難民高等弁務官事務所 2001: 23)。
- 9) 米国の難民受け入れ制度の概要について、詳しくは難民事業本部 (2005) を参照。
- 10) これらの金額は州によって異なる。ミネソタ州での一時金は、2010 年までは 425 ドル支給されていたが 2011 年からは 1,100 ドルと支給額が変更になった。単身で来た場合、家賃が払えないので金額が引き上げられた (リセトルメント・エージェンシーの職員へのインタビュー [2012 年 8 月 7 日])。
- 11) カリフォルニア州では、単身者への支給額は 149 ドルである (難民事業本部 2005: 34)。
- 12) モン難民の居住地に関するデータは、2010 Census Hmong Populations by State, Hmong American Partnership のウェブサイト (<http://www.hmong.org/page33422626.aspx>) より引用 (最終アクセス日: 2013 年 3 月 27 日) に基づく。また 2011 年の難民受け入れ地域に関するデー

- タは、GAO (2012: 47) を参照。カレン難民とカレンニー難民の居住地に関する筆者の聞き取り調査は、2012年9月8日に実施した(難民の実数は不明)。このデータを提供してくれたのは、多くのカレンニー難民が従事する鶏肉工場で通訳等を担当している人物で、他州で暮らす難民とも携帯電話やSNSを用いて連絡を取りあっている。
- 13) この数字は、ミネソタ州カレン機構 (Karen Organization of Minnesota) による。なお筆者の調査では、ミネソタ州セントポールには89世帯409人のカレンニー難民が居住していることが明らかになった。
 - 14) 再定住後の難民が言語や就労、健康上の問題などを抱える点については、Mitsuchke et al. (2011) が列挙している。
 - 15) メディックとは、難民キャンプのクリニックで医療活動に従事しているものを指す。難民キャンプの教師やメディックは、同じキャンプで暮らす難民自身が務める。教師やメディックになるには、国際NGOが提供するトレーニングに参加し知識や技能を身につける必要がある。なお、メディックがキャンプの設備で施すことができる医療行為は限られているため、重症患者は最寄りのタイの病院へ搬送される。ただし、国際NGOの予算の問題から、すべての患者がタイの病院で治療を受けられるわけではない。
 - 16) ミネソタ州カレン機構は、地域の病院、学校、教会やWorld Reliefなどの全米規模のエージェンシーのほかにも、Vietnamese Social Services, Hmong American Partnership, Lao Family Community of Minnesotaなどのインドシナ難民に特化してきた地域のエージェンシーとも協力関係にある。地域に特化したエージェンシーは、そこに定住した難民が築きあげてきたものである。
 - 17) この地域の特徴は、UNHCRの難民に対するプレゼンスが相対的に低いことである。これは、タイが難民条約を批准していないことに加えて、UNHCRに先立ち多くの国際NGOが活動していたからである。そのためUNHCRは、保護の提供という独自に任務に加えて、国際NGOへの資金提供という形で支援に携わってきた。間接的な関与のため、難民からみれば、UNHCRは、どちらかという存在感のない組織に映っていた。
 - 18) 筆者の調査でもSNSで連絡をとりつつ調査地となる訪問先を決定した。
 - 19) 難民キャンプの教育課程は、ビルマと同様で10年生を卒業すると高卒にあたる。10年生後の教育課程として、ポスト10スクールと呼ばれる教育課程がある。なお、難民キャンプでの教育歴は、あくまでキャンプ内部のものなので、10年生で卒業しても他国で高校卒業の学力があると認可されるわけではない。このため米国へ再定住した後、年齢制限(州によって異なる)のため、高校へ入学できなかった者は、General Educational Development (GED) という課程で学び、高校卒業と同程度の学力があることを証明する必要がある。若い世代にとって、よりよい仕事に就くため、学歴は重要である。
 - 20) 他方で、タイに残っている者は、M氏などを指して「米国に行った頃は、困ったことがたくさんあったから頻りに電話をかけてきた。でも今は何の音沙汰もない。勝手なものだ」と評している。また他の集住地では、タイの難民キャンプではなくビルマにいる両親に送金している事例もみられた。
 - 21) どのように人類学を活かせるのかという問いに対して、筆者は地域の事情に左右されると答えるしかないと考えている。これはフィールドワークの方法論やテクニックがあってもフィールドワークとは、調査地の事情、調査者の人間性、被調査者との間主観的な関係性などに左右されると同様である。開発の現場で、開発する側の声は現地のフィルターを通して理解される(小國1999: 321-322)ように、どのようなフィルターを介するのかを一般化することは難しい。これと同様に、人類学的知がどう活かされるのか、そのモデルは地域に依存すると言わざるを得ない。一般化が難しいからこそ、各論者の具体的な経験や知見を蓄積し共有することには意義がある。異なるケースの知見を蓄積し、それらを比較・検討する土壌を整えることは、今後、似たようなフィールドを対象とする研究者の助けになるからである。
 - 22) 日本の難民受け入れの文脈でも、難民が日本のどこに再定住したのか、日本へ定住するにあたりどのような適応訓練を受けているのか、また何を食べどのように暮らしているかは守秘義務とプライバシーの保護という理由から公開されない。このため彼らに会うという調査の取っ掛かりをみつけることすら困難である(久保2014)。
 - 23) ただし、これが互恵的かどうかは別の問題である。少なくとも行政的な支援では、支援される側のフィードバックをもとにして、支援する側が何かを学ぶという発想はないと考えられるからである。

- 24) 筆者は、この「価値観」を否定するわけではない。その背景には、難民なら支援が不十分であることなどの十全な理由があるからである。また特定の価値観から自由な研究があると想定しているわけでもない。ここでは、学術的な批判的知見の重要性を改めて指摘している。
- 25) 松田は、人類学がアクティビズム化することについて次のように警鐘を鳴らす。環境破壊や差別抑圧といった具体的な矛盾ととりくむとき、社会運動のありようは単一ではないし、それを課題とする団体や組織も唯一ではない。また被害の当事者を代表・代弁する統一した組織がある方が珍しい。このような状況のなかで、外部研究者がどれか一つの闘争・運動組織と連携・支持・協力することは、そもそもよりそおうとした当事者との関係を遮断してしまうことになりかねない。現実世界との関わりを、社会運動を担う組織との連携・協力というアクティビズムに限定することは、かえって現実との軋轢を増幅することにもなりかねない。したがって、人類学のアクティビズムが対象社会と人々との関係をつないでいくという可能性は、多くの現場においては現実的にはありえない。(人類学を業界の土俵を超えて現実と繋がる営為に変換するという)ヘイルやマーカスの問題意識を現実に活かすためには、運動・闘争組織への直接的な参加に限定するのではなく、当事者の日常生活世界への投企とそれにもとづく関与や参画が重要であると指摘している(松田 2009: 15 [括弧内は筆者補足])。

文 献

- 阿部浩己
2002 「消されゆく難民たち」『現代思想』30(13): 80-93。
- セルトー, ミシェル・ド
1987 『日常実践のポイエティック』山田登世子訳, 東京: 国文社。
- Donnelly, Nancy D.
1997 *Changing Lives of Refugee Hmong Women*. Washington: University of Washington Press.
- Escobar, Arturo
1995 *Encountering Development: The making and Unmaking of the Third World*. Princeton: Princeton University Press.
- 福原宏幸
2007 「社会的包摂／排除論の現在と展望 パラダイム・「言説」をめぐる議論を中心に」福原宏幸編『社会的排除／包摂と社会政策 (シリーズ・新しい社会政策の課題と挑戦 第1巻)』pp. 11-39, 京都: 法律文化社。
- GAO (United States Government Accountability Office)
2012 *Refugee Resettlement: Greater Consultation with Community Stakeholders Could Strengthen Program*. Washington DC: GAO.
- ハージ, ガッサン
2007 「存在論的移動のエスノグラフィ——想像でもなく複数調査地的でもないディアスポラ研究について」, 伊豫谷登士翁編『移動から場所を問う 現代移民研究の課題』pp. 27-49, 東京: 有信堂高文社。
- Hage, Ghassan
2005 A not so Multi-Sited Ethnography of a not so Imagined Community. *Anthropological Theory* 5(4): 463-475.
- Hansen, Art
1981 Refugee Dynamics: Angolans in Zambia 1966 to 1972. *International Migration Review* 15(1/2): 175-194.
- Harkins, Benjamin
2012 Beyond “Temporary Shelter”: A Case Study of Karen Refugee Resettlement in St. Paul, Minnesota. *Journal of Immigrant & Refugee Studies* 10: 184-203.
- 速水洋子
2006 「〈特集〉表象・介入・実践: 人類学者と現地とのかかわり 序に代えて」『文化人類学』70(4): 473-483。
- 法務省入国管理局参事官室

- 2010 「定住者告示の一部改正 第三国定住による難民の受入れに関するパイロットケースの開始について」『国際人流』23(3): 23-25。
- 川上郁雄
2005 「『インドシナ難民』受け入れ30年を振り返る——私たちは何を学んだのか」(インターネット, 2012年11月1日, <http://www.gsjal.jp/kawakami/dat/051126.pdf>)。
- Kenny, Paul
2011 A Mixed Blessing: Karen Resettlement to the United States. *Journal of Refugee Studies* 24(2): 217-238.
- 岸上伸啓
2006 「都市イスミットのコミュニティ形成運動——人類学的実践の限界と可能性」『文化人類学』70(4): 505-527。
- 国連難民高等弁務官事務所
2001 『世界難民白書 2000——人道行動の50年史』東京: 時事通信社。
2010 『難民の第三国定住 難民の受け入れと社会統合のための国際ハンドブック』東京: 国連難民高等弁務官事務所駐日事務所。
2012 『UNHCR 第三国定住ハンドブック』東京: 国連難民高等弁務官事務所駐日事務所。
- Kusuma Snitwongse
2001 Thai Foreign Policy in the Global Age: Principle or Profit? *Contemporary Southeast Asia* 23(2): 189-212.
- 久保忠行
2009 「タイの難民政策——ビルマ(ミャンマー)難民への対応から」『タイ研究』9: 79-97。
2010 「難民の人類学的研究にむけて——難民キャンプの事例を用いて」『文化人類学』75(1): 146-159。
2011 『難民キャンプの人類学——タイ・ビルマ国境のカレンニー難民の難民性』博士論文(神戸大学)。
2014 「第三国定住難民と私たちとの接点はどこにあるのか: 第三国定住者をめぐる包摂と排除」内藤直樹・山北輝裕編著『包摂/排除の人類学: 難民・開発・福祉』pp. 157-174, 京都: 昭和堂。
- Kubo Tadayuki
2013 “Transnational Networks of Burmese Refugees/Migrants to Thailand”. In *Proceedings of Kyoto-Cornell Joint International Workshop on Trans-national Southeast Asia: Paradigms, Histories, Vectors*. pp.441-452.
- 栗本英世
1996 『民族紛争を生きる人びと——現代アフリカの国家とマイノリティ』京都: 世界思想社。
2004 「難民キャンプという空間——ケニア・カクマにおけるトランスナショナルリティの管理と囲い込み」小泉潤二・栗本英世編『トランスナショナルリティ研究——境界の生産性 大阪大学21世紀COEプログラム「インターフェイスの人文学」報告書』pp. 99-114, 吹田市: 大阪大学。
- Malkki, Liisa H.
1995 *Purity and Exile: Violence, Memory, and National Cosmology among Hutu Refugees in Tanzania*. Chicago: University of Chicago Press.
- Marcus, George E.
1995 Ethnography in/of the World System: The Emergence of Multi-Sited Ethnography. *Annual Review of Anthropology* 24: 95-117.
- 松田素二
2009 『日常人類学宣言! ——生活世界の深層へ/から』京都: 世界思想社。
- Mitschke, Diane B., Aaron E., Mitschke, Holli M., Slater and Consoler, Teboh
2011 Uncovering Health and Wellness Needs of Recently Resettled Karen Refugees from Burma. *Journal of Human Behavior in the Social Environment* 21: 490-501.
- 宮地尚子
2011 『震災トラウマと復興ストレス (岩波ブックレット No. 815)』岩波書店。
- 難民事業本部
2005 『アメリカ合衆国における第三国定住プログラムによって受け入れられた難民および庇護申請者等に対する支援状況報告書』東京: (財) アジア福祉教育財団 難民事業

本部。

西井涼子

- 2006 「社会空間の人類学——マテリアリティ・主体・モダニティ」西井涼子・田辺繁治編『社会空間の人類学——マテリアリティ・主体・モダニティ』pp. 1-31, 京都：世界思想社。

小國和子

- 1999 「村落開発実践の民族誌——援助事業に関わるアクターとしての人類学者の視点から」『文化人類学』64(3): 317-334。
2003 『村落開発支援は誰のためか インドネシアの参加型開発協力に見る理論と実践』東京：明石書店。

太田好信

- 2005 「媒介としての文化——ボアズと文化相対主義」太田好信・浜本満編『メイキング文化人類学』pp. 39-65, 京都：世界思想社。

大塚和夫

- 1998 「女子割礼および／または女性性器切除 (FGM)——人類学者の所感」江原由美子編『性・暴力・ネーション フェミニズムの主張〈4〉』pp. 257-293, 東京：勁草書房。

大津留（北川）智恵子

- 2011 「アメリカの理念と難民政策」考忠延夫編『差異と共同「マイノリティ」という視角』pp. 437-459, 吹田市：関西大学出版部。

サイド, エドワード

- 2001 『遠い場所の記憶 自伝』中野真紀子訳, 東京：みすず書房。

関根久雄

- 2007 「対話するフィールド, 協働するフィールド——開発援助と人類学の実践スタイル」『文化人類学』72(3): 361-382。

清水 展

- 2003 『噴火のこだま ピナトゥポ・アエタの被災と新生をめぐる文化・開発・NGO』福岡：九州大学出版会。
2013 『草の根グローバリゼーション 世界遺産棚田村の文化実践と生活戦略（地域研究叢書 25）』京都：京都大学学術出版会。

Speier, Jess Anna

- 2006 Hmong Farmers: In the Market and on the Move. St. Paul, MN. Farmer's Legal Action Group. Retrieved December 15, 2012. (Internet, 10th Nov 2012, www.flaginc.org/topics/pubs/arts/CLE_JAS.pdf).

鈴木 紀

- 2010a 「グローバルな助け合いについて考える」『月刊みんぱく』（2010年8月号）10-11。
2010b 「包摂とグローバルな互惠性」『民博通信』129: 8-9。
2011 「開発人類学の展開」佐藤寛・藤掛洋子編『開発援助と人類学——冷戦・蜜月・パートナーシップ』pp. 45-66, 東京：明石書店。

Thailand Burma Border Consortium (TBBC)

- 2008 *TBBC Programme Reports (Jan-Jun 2008)*. Bangkok: Thailand Burma Border Consortium.

Turner, Simon

- 2005 New Opportunities: Angry Young Men in a Tanzanian Refugee Camp. In Philomena Essed, Georg Frerks and Joke Schrijvers (eds.) *Refugees and the Transformation of Societies: Agency, Policies, Ethics and Politics*, pp. 94-105. New York・Oxford: Berghahn Books.

Turner, Victor

- 1967 *The Forest of Symbols: Aspects of Ndembu Ritual*. New York: Cornell University Press.

UNHCR (United Nations High Commissioner for Refugees)

- 2013 *Displacement The New 21st Century Challenge. UNHCR Global Trends 2012*. United Nations High Commissioner for Refugees.

Vang, Chia Youyee

- 2010 *Hmong America Reconstructing Community in Diaspora*. Urbana, Chicago and Springfield: University of Illinois Press.

Zolberg, Aristide R., Astri Shurke and Sergio Aguayo

- 1989 *Escape from Violence: Conflict and the Refugee Crisis in the Developing World*. London: Oxford University Press.